

掛川市 子どもの貧困対策計画

すべての子どもに、心豊かな生活と
充実した学びを保障するために

2018年（平成30年）3月

掛 川 市

もくじ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 掛川市の子どもを取り巻く課題	4
1 低所得世帯について	4
2 アンケートから見られる保護者の状況	5
3 低所得世帯の状況	7
4 生活保護や就学援助の状況	8
第3章 施策の展開	9
1 重点施策	9
2 個別施策一覧	11
(1) 学習の支援	11
(2) 生活の支援	12
(3) 保護者の就労支援	14
(4) 経済的な支援	15
(5) 市民総ぐるみの支援 ～2つのプラットフォーム～	17
3 ライフステージから見た取組	19
第4章 計画の推進に向けて	21
1 計画の推進にあたっての連携体制、推進体制	21
2 協働によるまちづくり	21
3 支援に関わる人々の人材育成	22
4 計画の進捗管理	22
資料編	23
1 統計データ等から見る掛川市の子どもの状況	23
2 アンケート調査から見る掛川市の子どもの状況	31
3 ヒアリング調査から見る掛川市の子どもの状況	49
4 子どもの貧困対策の推進に関する法律	51
5 掛川市子どもの貧困対策計画策定委員会設置要綱	54
6 掛川市子どもの貧困対策計画策定委員会委員名簿	56
7 掛川市子どもの貧困対策計画策定ワーキング名簿	56

本計画では、「子ども」という表記を用いていますが、法律や固有の名称などにより、「子供」や「こども」を用いる場合があります。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

2016年（平成28年）の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、経済的に厳しい家庭で育つ17歳以下の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」（2015年時点）は13.9%と2012年調査時より2.4ポイント下がっているものの、貧困状態にある子どもは約7人に1人であり、経済協力開発機構（OECD）が2014年（平成26年）にまとめた加盟国など36カ国の平均値（13.3%）を上回っています。

また、国民全体の中で生活の苦しい人の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%、特にひとり親世帯の貧困率は50.8%と依然として5割を超えています。

子どもたちの将来とわが国の未来をより一層輝かしいものとするために、国では、2013年（平成25年）6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年（平成26年）1月に施行されました。

その後「子どもの貧困対策に関する検討会」で意見聴取を行い検討・調整を図ったうえで、国は2014年（平成26年）8月、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

このような国の動きを踏まえ、静岡県では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づき、「静岡県子どもの貧困対策計画」を2016年（平成28年）3月に策定されました。

本市においては、2015年（平成27年）3月に、子ども・子育て支援に関する施策を幅広く網羅した「掛川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育・教育、地域の子育て支援の充実を図り、妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援環境の整備を図ってきました。

こうした状況の中、2017年（平成29年）9月に、市内の小学5年生及び中学2年生とその保護者を対象に「子どもの生活に関するアンケート」を実施し、子どもの生活実態や家庭の状況等の把握を行いました。そのうえで、掛川市のすべての子どもに、心豊かな生活と充実した学びを保障するために、「掛川市 子どもの貧困対策計画」を策定することとします。

2 計画の位置付け

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に基づくものであるとともに、「第2次掛川市総合計画」及び「掛川市子ども・子育て支援事業計画」を上位計画とします。

計画の推進にあたっては、関連する本市の各分野の計画との連携・整合性を十分に考慮しつつ、施策を展開していくものとします。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度の5か年とします。

ただし、制度改正などにより本計画の見直しが必要となった場合は、見直しを行うものとします。



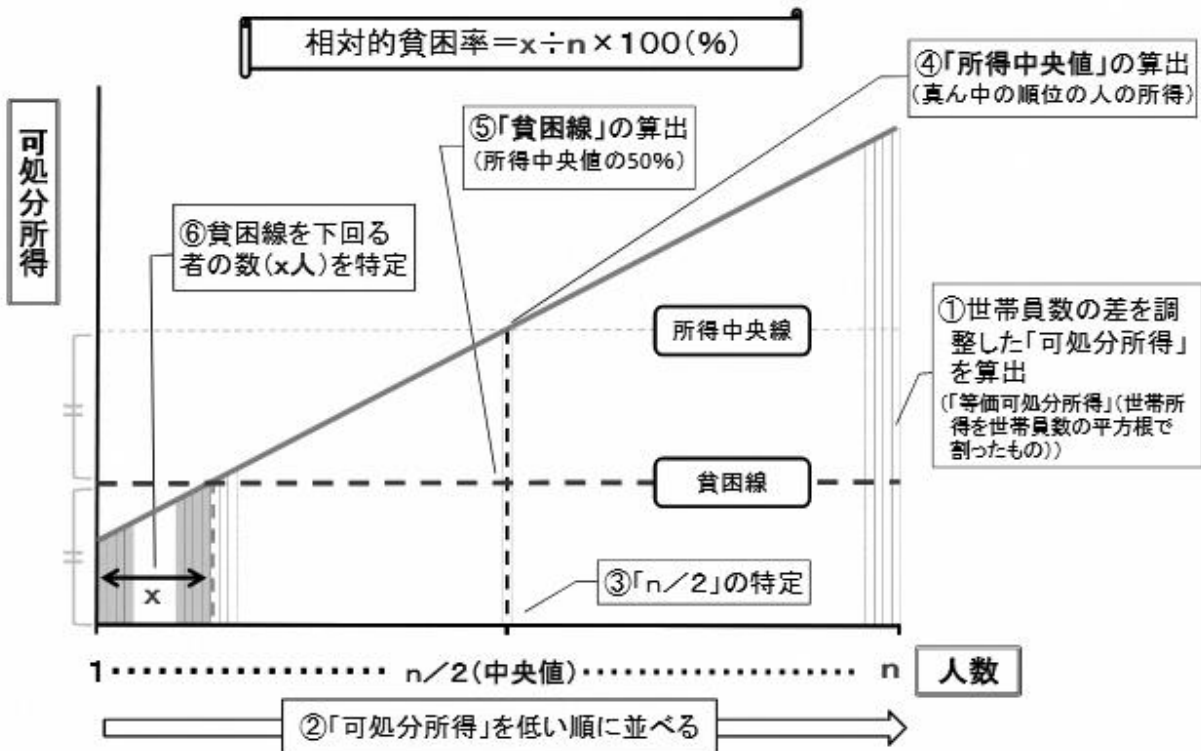
（参考）子どもの貧困とは

子どもの貧困とは、所得の低い世帯の17歳以下の子どものことや、その生活状況をいいます。

貧困線・貧困率の算出の仕方は、次のページの通りです。

【参考】 貧困線・貧困率の国の算出方法

- ① 世帯の収入から税金・社会保険料等を除いた可処分所得を算出し、これを世帯人員数の平方根 ($\sqrt{\quad}$) で割った所得を算出します。
- ② ①で算出した所得を順に並べ、真ん中の順位の人所得の半分の額を算出します。
このラインを「貧困線」と言い、これを下回る所得に属する者の割合が「貧困率」となります。
- ③ 「子どもの貧困率」とは、子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合となります。



第2章 掛川市の子どもを取り巻く課題

統計資料や市内の小学5年生及び中学2年生とその保護者を対象にした「子どもの生活に関するアンケート」、関連団体へのヒアリング調査結果（資料編参照）から、本市の子どもを取り巻く課題を整理しました。

1 低所得世帯について

本調査では、「低所得世帯」を2011年度（平成23年度）「親と子の生活意識に関する調査」（内閣府）における「貧困線」を参考に下記区分としました。算出された本市の「低所得世帯」の割合は13.4%（回答のあった1,776世帯のうち、238世帯）となっています。そして、「低所得世帯」の子どもの割合は14.3%（回答のあった世帯の子どもの数3,116人のうち、445人）となっています。

国の「子どもの貧困率」は、実際の可処分所得額の回答を得て算出（3ページ参照）しています。本市のアンケート調査では、回答しやすくするため、100万円区分の選択方式としました。また、小学5年生及び中学2年生のみ調査をしました。このため、国の示す「子どもの貧困率」とは調査・算出方法が異なっており、そのまま比較することはできません。

世帯人数ごとの低所得世帯となる区分

世帯人員	内閣府調査における貧困線	低所得世帯となる区分	【アンケート調査項目】2016年（平成28年）の、あなたの世帯の手取り収入（いわゆる可処分所得）の合計額は、およそいくらでしたか。世帯の収入から、税金や社会保険料の額を差し引いた後の額で答えてください。 (100万円ごとの区分の選択肢による回答)						
			100万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	500万円以上	わからない
2人	177万円	200万円未満	低所得世帯	中高所得世帯	低所得世帯	中高所得世帯	低所得世帯	中高所得世帯	
3人	217万円	200万円未満							
4人	250万円	200万円未満							
5人	280万円	300万円未満							
6人	306万円	300万円未満							
7人	331万円	300万円未満							
8人以上	354万円	400万円未満							

なお、本調査では世帯人数と可処分所得の回答のみで低所得世帯と中高所得世帯を区分しており、低所得世帯に該当した世帯すべてが実際の生活に困難を抱えているものではありません。（内閣府調査では、世帯人数と世帯収入（税込）との関係で分類しており、本調査とは異なります。）

2 アンケートから見られる保護者の状況

(1) 教育の状況

保護者へのアンケート調査では、子育てをしていて特に大変だと感じていることで「子どもの学力・学習習慣」が4割以上を占め、子どもに関する悩みでは「学力・進学」が半数以上と、それぞれ割合が高く、子どもの学力の向上や学習習慣の定着、進学等が悩みとして多く挙げられています。

また、将来希望する進学先においては、子どもへのアンケート調査・保護者へのアンケート調査ともに、「大学（4年生大学）まで」が最も高くなっています。さらに、子どもにあるとよいと思う支援策では「進学を見据えた発展的な学習への支援」が約4割、子どもに対して必要・重要だと思う支援策では「子どもの学力保障、学習支援」が半数近くを占め、高い割合となっています。

教育や進学に対するニーズは、それぞれ個人によって異なるものの、すべての子どもたちが、それぞれ希望する進学につながるよう、各個人の状況に応じた学習環境の整備や学習機会を提供する支援が求められています。また、そのためには、学習習慣や読書習慣といった日常生活の望ましい過ごし方を身に付けるための支援も必要です。

(2) 生活の状況

保護者へのアンケート調査では、子どもと運動や外で遊ぶ頻度で「めったにない」が約4割と高く、その他、子どもの勉強をみる頻度や子どもと室内で遊ぶ頻度においても「めったにない」が高い割合となっています。

また、生活に対する意識では、“働いても働いても生活が楽にならない”、“仕事と子育てで心身ともに余裕がない”と感じている保護者がともに4割以上、“いろんなプレッシャーに押しつぶされそうな気持ちになる”、“いつもまわりの人の目が気になる”がともに約3割を占めており、生活に関する悩みや不安が多く、心身の余裕のない人も少なくない状況です。

保護者自身が心身ともに健康で、心にゆとりのある生活を送ることは、子育てをしていくうえで大切であり、子どもにとっても非常に重要です。近年では、ひとり親家庭の増加傾向もみられ、同居世帯の減少による核家族化等により、家庭や地域における子ども・子育てへの支援者が少ない状況も考えられます。子育てへの不安や悩みを気軽に相談できるよう、居場所づくりを進めるとともに、そのライフステージに応じた適切な支援が求められています。

(3) 保護者の就労の状況

保護者へのアンケート調査では、保護者にとって必要・重要だと思う支援について「資格取得のための支援が受けられること」が最も高く、その他「就職のための支援が受けられること」などの回答も高くなっています。より雇用条件の良い職業への就業や収入確保のためにも、資格取得や就職支援を必要と感じている保護者は多くなっています。保護者の就労状況が、子どもの教育や将来の就労に与える影響は大きいことから、保護者への就労支援が必要です。

一方で、“働いても働いても生活が楽にならない”、“仕事と子育てで心身ともに余裕がない”と感じている保護者も多いことから、子育てと仕事が両立できる環境づくりが必要です。

(4) 経済的支援の状況

保護者へのアンケート調査では、子どもに対して必要・重要と思われる支援として、「子どもの進学・就学にかかる費用が軽減されること」が約8割を占めて最も高く、次いで「子どもの医療にかかる費用が無料化されること」が半数近くとなっています。

また、保護者自身の生活に関して悩んでいることでは「子どもの養育にかかる費用に関すること」が約4割、子どもにあるとよい支援策では「生活や就学のための経済的補助」が4割近くを占める結果となっています。子どもの養育に関する教育や医療にかかる費用を負担に感じており、費用の軽減や補助が求められています。

一方で、手当や就学援助などの、市の支援制度を受けるうえで困っていることについては、「制度についてよく知らない」が3割を超えて高く、次いで「制度の申請先がわかりにくい」なども高くなっています。各種、経済的な支援制度があっても、その情報が必要な人に届いていないことも考えられることから、必要な方に必要な支援が確実に届くよう、各種サービスの充実とともに、その情報提供の方法についても検討が必要です。

3 低所得世帯の状況

低所得世帯の子どもの生活状況は、中高所得世帯と比べると、次のような傾向がありました。

なお、下記の（ ）内は、資料編掲載の「子どもの生活に関するアンケート」の32ページ以降を参照してください。

- ① 「母子世帯」が3割近くを占めて高くなっています（P.32-①）。
- ② 学校の授業の理解度は、やや低くなっています（P.33-③）。
- ③ 遅刻回数は、やや多くなっています（P.33-④）。
- ④ 1日の勉強時間（塾含む）は、やや短くなっています（P.34-⑤）。
- ⑤ 希望するお子さんの進学先は、低所得世帯は「高等学校」、中高所得世帯は「4年制大学」が最も多く、進学に対する意識の違いがみられます（P.35-⑦）。
- ⑥ 保護者が子どもの勉強をみる頻度では「めったにない」の割合が高くなっています（P.38-⑨）。
- ⑦ 保護者が子どもとひとっしょに家事・仕事の手伝いをする頻度では「ほぼ毎日」の割合が高くなっています（P.38-⑨）。
- ⑧ 子育てをしていて特に大変だと感じることは、経済的な項目で割合が高く、「反抗期や思春期の子どもへの接し方」は2割程度と低くなっています（P.39-⑩）。
- ⑨ 子どもに関する悩みは、ほとんどの項目で割合が高くなっており、子どもに対する悩みを抱えている人が多くなっています（P.40-⑪）。
- ⑩ 自身の生活に関して悩んでいることでは、経済的な項目が突出して高くなっています（P.40-⑪）。
- ⑪ 保護者自身の状況では、「自分の生活は充実している」、「ありのままの自分を認めてくれる人がいる」の割合が低く、一方で「働いても働いても生活が楽にならない」の割合は高く、保護者自身の自己肯定感が低い傾向となっています（P.42-⑫）。
- ⑫ 経済的理由による子どもに関連することでの経験は、「家族旅行（日帰りを含む）ができなかった」、「学習塾や習い事に通わせることができなかった」、「こづかいを渡すことができなかった」などの割合が高くなっています（P.43-⑬）。
- ⑬ 現在の暮らしの状況は、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせると約7割と、非常に高くなっています（P.44-⑭）。
- ⑭ 負担を感じる経費は、「食費」や「交通費」、「学校に関する教育費（保育料、学校給食費等含む）」などで割合が高くなっています（P.44-⑮）。
- ⑮ 掛川市の支援制度を受けるうえで困ったことは、「制度についてよく知らない」が約4割と高くなっています（P.45-⑯）。

- ⑯ 子どもに対して必要、重要だと思ふ支援は、「お子さんの学力保障、学習支援」が約6割と高くなっています（P.46-⑱）。
- ⑰ 現在必要・重要だと思ふ支援は、経済的な支援とともに就労支援を望む人の割合が高くなっています（P.47-⑲）。
- ⑱ 将来的に子どもにあるとよい支援は、「経済的補助」や「基礎的な学習への支援」を望む人の割合が高くなっています（P.48-⑳）。

これらをまとめると、次のような支援が必要であることがわかりました。

（1）学習支援

1日の勉強時間が短く、保護者に勉強をみてもらえていない子どもが多くなっています。また、学習塾などの機会も少なく、その結果、授業の理解度がやや低い傾向となっていることから、学習支援を充実することが必要です。

（2）経済的支援

生活費や教育費にゆとりがなく、経済的支援を必要としている保護者が多くなっています。また、保護者の就労支援も望まれています。

（3）支援制度の情報提供

支援制度（手当や就学援助など）を知らない保護者、また、手続きの仕方がわからない保護者が多いため、保護者に寄り添った情報提供が必要です。

4 生活保護や就学援助の状況

生活保護世帯は年々増加傾向となっており、2016年（平成28年）には2,817世帯、3,553人となっています。そのうち、教育扶助（小中学生・高校生）を受けている世帯は、2012年（平成24年）以降、増加傾向となっており、2016年（平成28年）には111世帯（216人）となっています。なお、これは延べ数のため、12カ月で割ると実数は約9.25世帯（約18人）となっています。

また、就学援助を受けている児童・生徒数は、小学校では年々増加傾向となっており、中学校では2013年（平成25年）をピークに減少傾向となっていたものの、2016年（平成28年）には増加しています。児童・生徒総数に対する割合は、小学校では6.4%、中学校では7.0%となっています。

第3章 施策の展開

1 重点施策

すべての子どもに、心豊かな生活と充実した学びを保障するため、「学習の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労支援」、「経済的な支援」、「市民総ぐるみの支援」の5つを重点施策に位置づけ、個別施策の充実を図ります。

(1) 学習の支援

家庭環境に左右されることなく、成長段階に即したきめ細かな学習指導、機会の提供を行います。

- ① 子どもたちが自分の能力・可能性を伸ばすことができる、学力の向上に向けた取組の推進
- ② 子どもたちそれぞれの状況に応じた教育の充実、生きる力を育むための機会の提供
- ③ 教育、福祉、地域の連携による推進（家庭に寄り添った切れ目のない支援）

(2) 生活の支援

地域社会から孤立して一層困難な状況に陥らないよう、早期に発見し、生活支援を展開します。

- ① 子育て世帯の暮らしに必要な、子育て・保育の環境整備
- ② 子どもの健やかな成長のための、子どもの居場所の確保
- ③ 子どもと保護者の心身の健康増進の向上
- ④ 子育て世帯のさまざまな悩みに寄り添った相談支援体制の充実

(3) 保護者の就労支援

保護者の就労支援により、子育て世帯の生活基盤の安定を図ります。

- ① 就労相談や資格取得など、就労支援の充実
- ② 就労機会の確保のための支援

(4) 経済的な支援

子育てに係る経済的負担の軽減を図り、子どもへの適切な養育環境を確保します。

- ① 各種手当や医療費助成や就学援助などの経済的な支援の充実
- ② 各種手当や制度に関する情報の提供

(5) 市民総ぐるみの支援 ～2つのプラットフォーム～

子育て家庭、地域、園・学校、市民活動団体、企業など、市民総ぐるみの子育て支援を行います。
また、園・学校と地域をプラットフォーム（つながりを支える基盤・土台）とし、総合的な子どもの貧困対策を推進します。

- ① 教育関係者への子どもの貧困対策に関する情報提供など、積極的な支援体制の構築
- ② 地域でのさまざまな交流事業の展開による、誘いあう地域づくりの推進
- ③ 民生委員児童委員・主任児童委員の活動を通じた、地域社会における支援体制の強化
- ④ 働き方改革や子育てにやさしい企業づくりなど、企業への啓発の推進

2 個別施策一覧

ここに掲げている事業については、現在継続して実施している主な事業を重点施策ごとに整理したものです。また、これから新たに実施する事業についても、「新規」として掲載しています。本計画を基に、これらの事業を整備・充実するとともに、必要な事業を検討していきます。

(1) 学習の支援

家庭環境に左右されることなく、成長段階に即したきめ細かな学習指導、機会の提供を行い、すべての子どもの充実した学びを保障します。

- ① **幼稚園保育料の軽減措置** 〈こども希望課〉
生活保護世帯、市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）の保育料を無料とし、低所得世帯の年齢制限を撤廃しています。
また、低所得のひとり親世帯等の第1子を1/2、第2子以降を無料にしています。
- ② **要保護等児童・生徒就学支援事業（就学援助）** 〈学校教育課〉
経済的な理由により就学困難な児童について、学用品費等必要な援助を行っています。
- ③ **特別支援教育就学支援事業** 〈学校教育課〉
小中学校の特別支援学級等への就学による保護者等の経済的負担を軽減します。
- ④ **教育相談事業** 〈学校教育課〉
他機関との連携をとり、幼児・児童・生徒本人や保護者の来所または電話による助言・援助を行うとともに、学校訪問による助言・援助を行っています。
また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を行っています。
さらに、適応教室（みどり教室）の経営を行っています。
- ⑤ **心の教室相談事業** 〈学校教育課〉
教育センター適応指導教室（みどり教室）や西中、北中、大須賀中のサテライト校に通級する子どもの適応指導を行っています。
また、適応指導教室において子どもや保護者の相談にあたりるとともに、小中学校からの要望に応じて相談員を派遣して、子どもや保護者の相談にあたっています。
- ⑥ **生活困窮者学習支援事業** 〈福祉課〉
生活保護受給世帯の小中学生を対象に学習支援を行っています。
- ⑦ **園・学校の教職員等のための子どもの貧困対策研修会** **「新規」**
子どもの貧困に対する取組の大切さを理解し、積極的に支援の手を差し伸べることができるよう、研修会や事例研究会を実施します。

(2) 生活の支援

地域社会から孤立して一層困難な状況に陥らないよう、早期に発見し、生活支援を展開します。

- ① **ファミリー・サポート・センター事業** <こども希望課>
子育ての援助を行いたい方と、援助を受けたい方が会員となって、子どもの預かりや保育施設への送迎など、育児に関する相互援助活動を行っています。
- ② **母子健康手帳の交付・妊婦相談** <健康づくり課>
母子健康手帳交付時に面接し、母性及び乳幼児の健康の保持増進のために、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ知識の普及を図ります。
また、経済的な心配を持つ妊婦や精神的に不安定な妊婦を早期に把握し、相談支援を行っています。
- ③ **乳幼児・妊産婦家庭訪問・乳児家庭全戸訪問** <健康づくり課>
支援を必要とする妊婦の訪問や産後の母子の健康管理、育児相談や健診・予防接種のお知らせを行っています。また、乳幼児健診で要観察となり、訪問の必要な児童に対しては育児指導を行っています。
さらに、子育ての悩みや不安を解消するために、保健師、栄養士、助産師、子育てコンシェルジュによる、ふくしあ子育て相談を開催しています。
- ④ **子育て相談** <健康づくり課>
乳幼児健診・訪問や電話相談で発育・発達の気になる乳幼児を対象に、社会福祉協議会の子育て相談支援員、保健師、栄養士の各スタッフで子育ての相談に対応しています。
- ⑤ **養育支援訪問** <健康づくり課>
乳幼児健診・訪問・相談などにより把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、その保護者又は出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。
- ⑥ **個別相談** <健康づくり課>
乳幼児健診等で、要経過観察になった児童の発達相談を行い、発達評価と発達課題へのアドバイスをすることで、早期に発見・適切な支援に結びつけています。
- ⑦ **要保護等児童・生徒就学支援事業（就学援助）（再掲）** <学校教育課>
経済的な理由により就学困難な児童について、学用品費等必要な援助を行っています。

- ⑧ **特別支援教育就学支援事業（再掲）** <学校教育課>
小中学校の特別支援学級等への就学による保護者等の経済的負担を軽減します。
- ⑨ **子ども医療費助成事業** <こども希望課>
保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の保険診療にかかる自己負担額を助成します。
- ⑩ **（仮称）掛川市発達相談支援センターの開設 <<新規>>** <地域医療推進課>
発達に不安を抱える本人や家族からの相談を受け、一人ひとりが孤独にならないように寄り添いながら、早期に必要な医療機関や発達に関する支援機関と連携していきます。

(3) 保護者の就労支援

保護者の就労支援により、子育て世帯の生活基盤の安定を図り、すべての子どもの心豊かな生活を保障します。

- ① **自立支援教育訓練給付** 〈こども希望課〉
ひとり親家庭の父または母が、就業するための技術を身につけるため、指定教育講座の受講料（対象講座の受講料の60%に相当する額／上限20万円、下限1万2千円）を助成し、自立の促進を図っています。

- ② **高等職業訓練促進給付** 〈こども希望課〉
ひとり親家庭の父または母の資格取得のための養成機関受講料の一部を助成しています。
 - ◆対象資格：看護師、介護福祉士、保育士 等
 - ◆支給期間：3年
 - ◆支給額：市民税非課税世帯／月額10万円、課税世帯／月額70,500円

- ③ **母子生活支援施設措置** 〈こども希望課〉
18歳未満の子を養育している母子家庭の母子の自立促進のため、母子生活支援施設入所費用を負担します。

- ④ **臨時就労相談窓口 〈ハローワーク連携〉** 〈こども希望課〉
ひとり親世帯の就労支援のため、ハローワーク職員が出張就労相談を実施しています。

- ⑤ **子育て中の方のための求人情報提供 〈ハローワーク連携〉** 〈こども希望課〉
ハローワーク及び商工観光課と連携し、子育て中の方のための求人情報を提供しています。

- ⑥ **生活保護受給者等就労自立促進事業 〈県・ハローワーク〉** 〈福祉課〉
生活保護受給者の自立促進のため、ハローワーク職員が就労支援相談を実施しています。
なお、本市においては、福祉課にて相談予約窓口を担っています。

(4) 経済的な支援

子育てに係る経済的負担の軽減を図ることで子どもへの適切な養育環境を確保し、すべての子どもに心豊かな生活を保障します。

- ① **児童扶養手当** 〈こども希望課〉
ひとり親家庭等の児童（18歳に達する日以降、最初の3月31日まで）を養育する父または母、もしくは養育者に対し、年3回（4・8・12月）、手当を支給しています。
◆支給月額◆
全部支給／42,290円
一部支給／42,280～9,980円（第2子加算／9,990円、第3子加算／5,990円）
※支給月額2017年度（平成29年度）の金額
- ② **母子家庭等医療費助成** 〈こども希望課〉
20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭について、医療費（保険診療による自己負担分）を助成しています。
- ③ **遺児等の手当 〈市単独事業〉** 〈こども希望課〉
中学校修了までの遺児、または養育者が重度の障害にある家庭に対して、養育者に手当を支給しています。（児童一人あたり、月額3,000円）
- ④ **母子生活支援施設措置（再掲）** 〈こども希望課〉
18歳未満の子を養育している母子家庭の母子の自立促進のため、母子生活支援施設入所費用を負担します。
- ⑤ **ひとり親家庭子育てサポート事業** 〈こども希望課〉
延長保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、学童保育について、ひとり親の家庭が利用した場合、利用料の一部を補助します。
- ⑥ **保育園保育料の軽減措置** 〈こども希望課〉
生活保護世帯、市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）の保育料を無料とし、低所得世帯の年齢制限を撤廃しています。
また、低所得のひとり親世帯等の第1子を1/2、第2子以降を無料にしています。
- ⑦ **幼稚園保育料の軽減措置（再掲）** 〈こども希望課〉
生活保護世帯、市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）の保育料を無料とし、低所得世帯の年齢制限を撤廃しています。
また、低所得のひとり親世帯等の第1子を1/2、第2子以降を無料にしています。

- ⑧ **母子父子寡婦福祉資金貸付** ‹‹**県事業**›› ‹こども希望課›
母子及び父子家庭を対象に、修学資金などの貸付を行い、経済的負担の軽減を図ります。
- ⑨ **要保護等児童・生徒就学支援事業（就学援助）（再掲）** ‹学校教育課›
経済的な理由により就学困難な児童について、学用品費等必要な援助を行っています。
- ⑩ **特別支援教育就学支援事業（再掲）** ‹学校教育課›
小中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情による保護者等の経済的負担を軽減します。
- ⑪ **生活保護** ‹福祉課›
本人の申請に基づき、国が定める最低生活費に収入が不足している生活困窮者に対し、必要な保護費を毎月支給しています。
- ⑫ **子ども医療費助成事業（再掲）** ‹こども希望課›
保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の保険診療にかかる自己負担額を助成します。

(5) 市民総ぐるみの支援 ～2つのプラットフォーム～

子育て家庭、地域、園・学校、市民活動団体、企業など、市民総ぐるみの子育て支援を行い、すべての子どもに、心豊かな生活と充実した学びを保障します。

また、園・学校と地域をプラットフォーム（つながりを支える基盤・土台）とし、総合的な子どもの貧困対策を推進します。

① 園・学校をプラットフォームにした取組

- 園・学校の教職員が子どもの貧困に対する取組の大切さを理解し、自己肯定感を育てる教育・保育の場づくりを行うとともに、課題を早期発見できる体制を構築します。（研修会・事例研究会の実施など）
- 放課後子ども教室や、教員OB等のボランティアによる放課後の学習支援の拡大を図ります。
- 放課後児童クラブ（学童保育）において、子どもの貧困に対する取組の大切さを理解し、必要に応じて関係機関との連携を図ります。
- P T A 講演会、懇談会、食育研修会や家庭教育学級など、家庭教育のあり方を学びあう機会を充実します。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めた「チーム学校」の体制を構築し、きめ細かな支援を行っていきます。

② 地域をプラットフォームにした取組

- 世代間交流、地域歴史探訪、ラジオ体操会、ふるさとウォーキング、昔の遊びを楽しむ会など、子どもと大人の交流を深める行事を地域で展開し、誘い合って参加することにより、子どもを社会的に孤立させない地域づくりを進めます。
- 子ども会や市民活動団体・ボランティアなどによる子どもの居場所づくり、こども食堂など、さまざまな支援の場づくりを進めます。
- 育児・学習用具の不用品交換バザーを実施し、子育て世帯の負担の軽減を図ります。
- 民生委員児童委員・主任児童委員の活動を通して、地域社会における支援体制の強化を図ります。
- 家庭教育支援チーム[※]等による相談対応や訪問型の取組を推進し、保護者に対する支援の充実を図ります。
- 働き方改革や子育てにやさしい企業づくりなど、子育てしやすい職場環境づくりの取組について、企業への啓発を推進します。

※家庭教育支援チーム…家庭教育支援員として、子育ての先輩や先生のOB等の経験豊かな方々が登録し、チームを組織。講話やグループワークのファシリテーターとして活動し、保護者の子育てに関する悩みや不安を話し合う場を提供している。

③ 子どもの貧困早期発見対応ガイドの作成 <<新規>>

- 子どもの貧困を早期に発見するため、園や学校で保育士や教職員等が日常的にどのような観察や心がけが必要であるか、そのチェックリストを示すなどしてガイドを作成します。
- 対応方法のあり方や関係機関のリストなどを加えて活用しやすいものとします。
- 地域によっては、市民が子どもの貧困についてどのような見方・見つけ方をすればよいかなど、市民の取組の目安となることを示していきます。

3 ライフステージから見た取組

施策の柱ごとに掲げた事業について、ライフステージごとに整理すると、下記の表の通りです。

		妊 娠 期	乳 幼 児	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	保 護 者
(1) 学習の支援	幼稚園保育料の軽減措置		■				
	要保護等児童・生徒就学支援事業			■	■		
	特別支援教育就学支援事業			■	■		
	教育相談事業			■	■		■
	心の教室相談事業			■	■		■
	生活困窮者学習支援事業			■	■		
	《新規》		■	■	■		
(2) 生活の支援	ファミリー・サポート・センター事業		■	■			■
	母子健康手帳の交付・妊婦相談	■	■				■
	乳幼児・妊産婦家庭訪問・乳児家庭全戸訪問	■	■				■
	子育て相談	■	■				■
	養育支援訪問		■				■
	個別相談						■
	要保護等児童・生徒就学支援事業（再掲）			■	■		■
	特別支援教育就学支援事業（再掲）			■	■		■
	子ども医療費助成事業		■	■	■	■	
	（仮称）掛川市発達相談支援センターの開設《新規》	■	■	■	■	■	■
(3) 保護者の 就労支援	自立支援教育訓練給付						■
	高等職業訓練促進給付						■
	母子生活支援施設措置						■
	臨時就労相談窓口						■
	子育て中の方のための求人情報提供						■
	生活保護受給者等就労自立促進事業						■

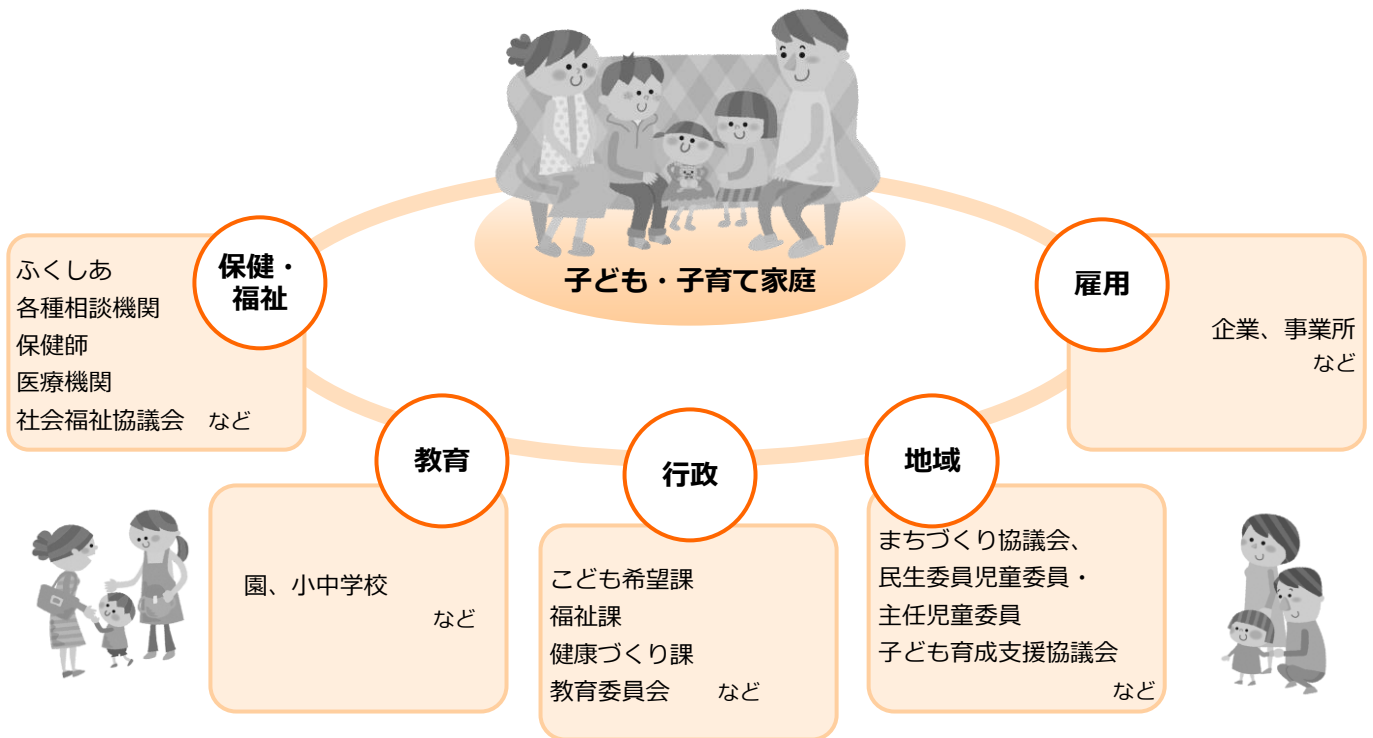
		妊 娠 期	乳 幼 児	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	保 護 者
(4) 経済的な 支援	児童扶養手当						
	母子家庭等医療費助成						
	遺児等の手当						
	母子生活支援施設措置（再掲）						
	ひとり親家庭子育てサポート事業						
	保育園保育料の軽減措置						
	幼稚園保育料の軽減措置（再掲）						
	母子父子寡婦福祉資金貸付						
	要保護等児童・生徒就学支援事業（再掲）						
	特別支援教育就学支援事業（再掲）						
	生活保護						
	子ども医療費助成事業（再掲）						
(5) 市民 総ぐるみの 支援	園・学校をプラットフォームにした取組						
	教職員研修						
	放課後の学習支援						
	放課後児童クラブ（学童保育）						
	懇談会・家庭教育学級など						
	「チーム学校」体制での支援						
	地域をプラットフォームにした取組						
	世代間交流						
	子どもの居場所づくり						
	育児・学習用具交換バザー						
	地域における支援体制の強化						
	保護者への家庭教育支援の充実						
	企業への啓発						
	子どもの貧困早期発見対応ガイドの作成<<新規>> ガイドの作成						

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたっての連携体制、推進体制

本計画に含まれる分野は、保健・福祉・教育・雇用・地域などのさまざまな分野にわたっています。計画を全庁的に推進するため、庁内関係各課、関係部局、関係機関・団体、地域の支援者などと連携を図りながら、計画の総合的、効果的な推進を図ります。

また、子どもの貧困対策の推進は、国や県の制度や計画と深く関係しているため、国や県との協力・連携体制の強化を図ります。



2 協働によるまちづくり

子どもの貧困に関する課題を解決していくためには、行政のみならず、地域住民、市民活動団体・NPO等の関係機関・団体、企業等と協働して取り組んでいくことが不可欠です。そのためには、それぞれがお互いにコミュニケーションをとりながら、連携体制を構築していくことが重要となります。

「掛川市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、市民等と市が連携、協働しながら、それぞれの役割と責任を果たし、だれもが幸せや生きがいを実感することのできる地域社会の創造を目指します。

また、市のホームページや広報紙、その他各種情報誌を活用するなど、子どもの貧困に関する情報提供を積極的に行い、保護者、地域住民、市民活動団体・NPO等の関係機関・団体、企業等の理解を深めます。

3 支援に関わる人々の人材育成

子どもの貧困に関する対策は、困難を抱える子どもやその家庭を、それぞれの地域や生活の場の中で気付き、見守り、相談を受けるなど、行政はもちろん、地域や保育・教育の場など、多くの人の協力が必要です。また、それぞれの場において、早期に必要な支援へつなげていくことも課題解決には重要となります。

保育や教育に携わる職員や、相談機関・専門機関の職員に対して、子どもの貧困の現状に対する共通認識を持てるよう、多様なニーズや相談に対応していくための支援に関わる機関や制度、地域資源等に関する情報提供など、各種研修などの場において情報共有等を図っていきます。また、地域における支援者の育成に向けても、支援に関わる機関のネットワークづくりを進めていきます。

4 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、「PDCAサイクル」による継続的改善の考え方に基づき、適切な進捗管理を行っていきます。**Plan**（計画）・**Do**（実施）・**Check**（評価・検証）・**Action**（改善）の一連の流れにより、計画を実施し、それを評価して課題を抽出し、その改善を図る作業の繰り返しによって段階的かつ継続的な発展を図っていきます。

また、子育て世帯のニーズに適応した施策を効率的、効果的に実施するため、市民などの意見を聴取し、必要に応じて計画の見直しを行うなど、計画的な運用に努めます。

1 統計データ等から見る掛川市の子ども達の状況

(1) 人口構造

単位：人

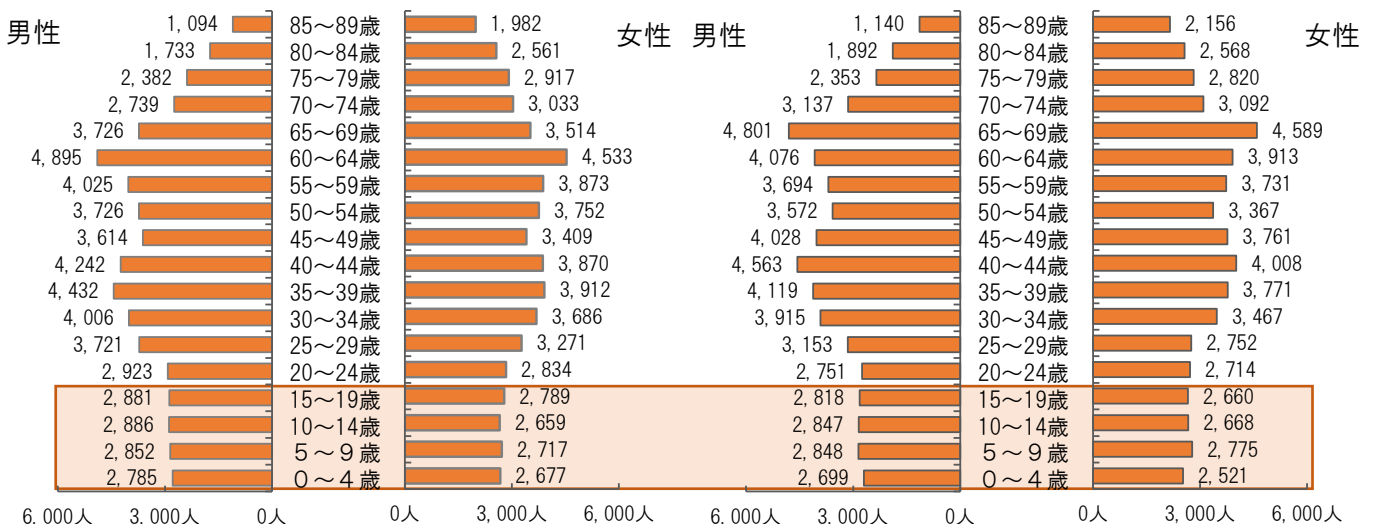
	2013年(平成25年)			2017年(平成29年)		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
90歳以上	1,537	361	1,176	2,139	576	1,563
85～89歳	3,076	1,094	1,982	3,296	1,140	2,156
80～84歳	4,294	1,733	2,561	4,460	1,892	2,568
75～79歳	5,299	2,382	2,917	5,173	2,353	2,820
70～74歳	5,772	2,739	3,033	6,229	3,137	3,092
65～69歳	7,240	3,726	3,514	9,390	4,801	4,589
60～64歳	9,428	4,895	4,533	7,989	4,076	3,913
55～59歳	7,898	4,025	3,873	7,425	3,694	3,731
50～54歳	7,478	3,726	3,752	6,939	3,572	3,367
45～49歳	7,023	3,614	3,409	7,789	4,028	3,761
40～44歳	8,112	4,242	3,870	8,571	4,563	4,008
35～39歳	8,344	4,432	3,912	7,890	4,119	3,771
30～34歳	7,692	4,006	3,686	7,382	3,915	3,467
25～29歳	6,992	3,721	3,271	5,905	3,153	2,752
20～24歳	5,757	2,923	2,834	5,465	2,751	2,714
15～19歳	5,670	2,881	2,789	5,478	2,818	2,660
10～14歳	5,545	2,886	2,659	5,515	2,847	2,668
5～9歳	5,569	2,852	2,717	5,623	2,848	2,775
0～4歳	5,462	2,785	2,677	5,220	2,699	2,521
総数	118,188	59,023	59,165	117,878	58,982	58,896

資料：住民基本台帳（各年9月末日）

< 人口ピラミッド >

◆ 2013年(平成25年) ◆

◆ 2017年(平成29年) ◆



(2) 人口の推移

① 年齢3区分別人口の推移

総人口は、2005年（平成17年）をピークに減少傾向となっていました。近年ではやや増加傾向となっています。

年齢3区分別人口をみると、15～64歳人口（生産年齢人口）は総人口と同様の傾向となっているのに対し、0～14歳人口（年少人口）は平成2年から減少傾向、65歳以上人口（老年人口）は連続して増加傾向となっており、本市においても少子高齢化の進行が分かります。

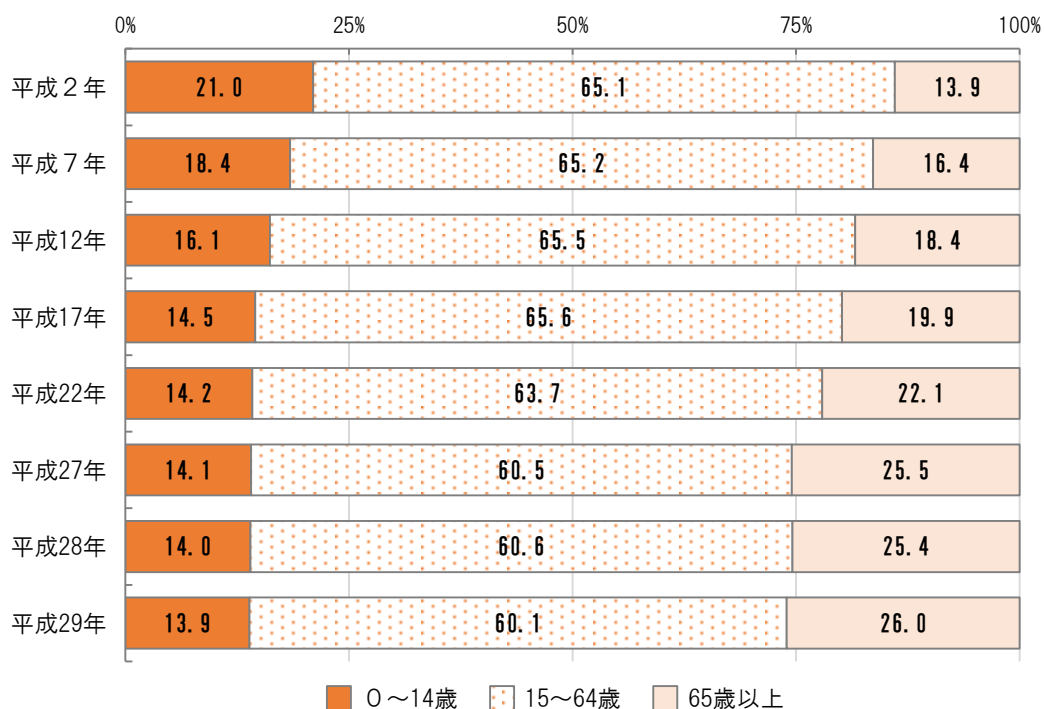
単位：人

	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
0～14歳	22,045	20,243	18,463	17,103	16,352	16,060	16,463	16,358
15～64歳	68,335	71,720	74,843	77,345	73,464	69,041	71,339	70,833
65歳以上	14,650	18,015	21,022	23,409	25,433	29,096	29,919	30,687
総人口	105,030	109,978	114,328	117,857	116,363	114,197	117,721	117,878

※総人口には年齢不詳を含むため、総人口と内訳の合計は一致しない。

資料：1990～2015年（平成2～27年）：国勢調査、2016・2017年（平成28・29年）：住民基本台帳人口

※2000年（平成12年）以前の数字は旧掛川市・旧大須賀町・旧大東町の合計



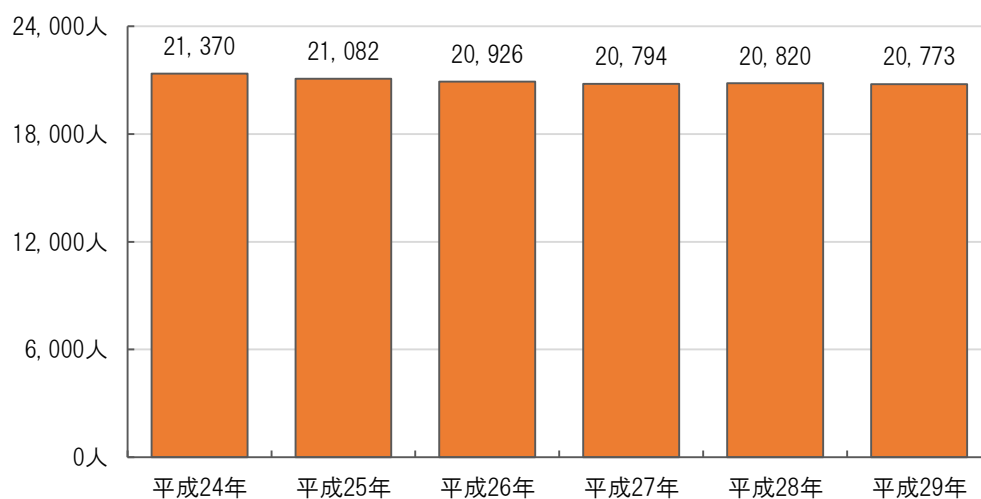
② 児童（0～18歳）人口の推移

児童（0～18歳）人口は、2012年（平成24年）以降、減少傾向となっています。

単位：人

	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
0歳	1,075	1,058	997	955	1,006	940
1歳	1,098	1,119	1,095	1,041	994	1,045
2歳	1,171	1,073	1,123	1,093	1,085	1,010
3歳	1,082	1,142	1,085	1,116	1,118	1,094
4歳	1,152	1,070	1,135	1,083	1,128	1,131
5歳	1,150	1,154	1,062	1,127	1,075	1,128
6歳	1,095	1,133	1,155	1,075	1,140	1,084
7歳	1,062	1,090	1,135	1,160	1,083	1,162
8歳	1,136	1,058	1,079	1,129	1,163	1,083
9歳	1,118	1,134	1,055	1,083	1,123	1,166
10歳	1,146	1,112	1,132	1,060	1,086	1,122
11歳	1,091	1,143	1,111	1,140	1,058	1,085
12歳	1,153	1,078	1,144	1,117	1,149	1,056
13歳	1,069	1,147	1,080	1,147	1,109	1,142
14歳	1,132	1,065	1,146	1,075	1,146	1,110
15歳	1,132	1,117	1,063	1,147	1,079	1,143
16歳	1,118	1,126	1,117	1,048	1,139	1,086
17歳	1,193	1,113	1,126	1,107	1,049	1,149
18歳	1,197	1,150	1,086	1,091	1,090	1,037
総数	21,370	21,082	20,926	20,794	20,820	20,773

資料：住民基本台帳（各年9月末日）



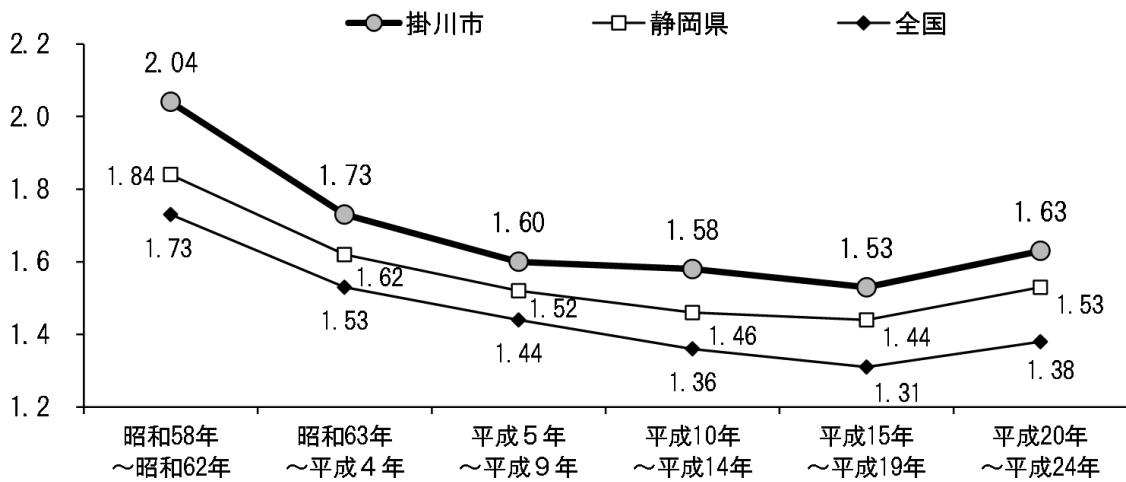
(3) 出生の状況（合計特殊出生率）

合計特殊出生率をみると、年々下降傾向となっていたものの、2008～2012年（平成20～24年）では1.63と、やや上昇しています。

また、全国（1.38）や静岡県（1.53）と比較しても、掛川市では高い数値で推移しています。

	1983～1987 (昭和58年～ 昭和62年)	1988～1992 (昭和63年～ 平成4年)	1993～1997 (平成5年～ 平成9年)	1998～2002 (平成10年～ 平成14年)	2003～2007 (平成15年～ 平成19年)	2008～2012 (平成20年～ 平成24年)
掛川市	2.04	1.73	1.60	1.58	1.53	1.63
旧大東町	2.18	1.79	1.72	1.48		
旧大須賀町	2.09	1.83	1.62	1.59		
静岡県	1.84	1.62	1.52	1.46	1.44	1.53
全国	1.73	1.53	1.44	1.36	1.31	1.38

資料：人口動態保健所・市区町村別統計
掛川市：2002年（平成14年）までは旧掛川市、2003年（平成15年）以降は合併後の掛川市の数字



(4) 世帯の状況

① 世帯数と平均世帯人員

世帯数は1985年（昭和60年）から連続して増加しています。

平均世帯人員は、全国・静岡県と比較すると多くなっているものの、1985年（昭和60年）から連続して減少しており、核家族化の進展が分かります。

単位：世帯、人

		1985年 (昭和60年)	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
掛川市	世帯数	24,932	27,634	31,167	34,896	38,630	39,443	40,993
	平均世帯人員	4.0	3.8	3.5	3.3	3.1	3.0	2.8
静岡県	世帯数	1,030,942	1,115,007	1,202,533	1,278,668	1,346,952	1,397,173	1,427,449
	平均世帯人員	3.4	3.3	3.1	2.9	2.8	2.6	2.6
全国	世帯数	37,979,984	40,670,475	43,899,923	46,782,383	49,062,530	51,842,307	53,331,797
	平均世帯人員	3.1	3.0	2.8	2.7	2.6	2.4	2.4

資料：国勢調査（2000年（平成12年）以前の数字は旧掛川市・旧大須賀町・旧大東町の合計）

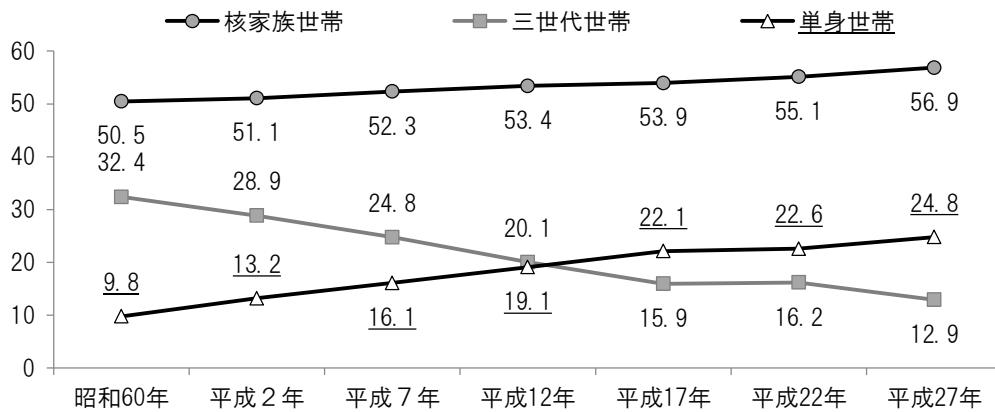
② 世帯構成の推移

世帯構成をみると、三世帯世帯が1985年（昭和60年）から連続して減少しており、核家族世帯及び単身世帯が増加しています。特に、単身世帯の占める割合が2015年（平成27年）には24.8%と約4分の1世帯が単身世帯となっています。

単位：世帯、%

	1985年 (昭和60年)	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
核家族世帯	12,580	14,112	16,312	18,635	20,837	21,742	23,305
総世帯比	50.5	51.1	52.3	53.4	53.9	55.1	56.9
三世帯世帯	8,074	7,978	7,723	6,999	6,160	6,389	5,305
総世帯比	32.4	28.9	24.8	20.1	15.9	16.2	12.9
単身世帯	2,441	3,647	5,021	6,668	8,555	8,911	10,170
総世帯比	9.8	13.2	16.1	19.1	22.1	22.6	24.8
その他	1,837	1,897	2,111	2,594	3,078	2,401	2,213
総世帯比	7.4	6.9	6.8	7.4	8.0	6.1	5.4
一般世帯	24,932	27,634	31,167	34,896	38,630	39,443	40,993

資料：国勢調査（2000年（平成12年）以前の数字は旧掛川市・旧大須賀町・旧大東町の合計）



③ ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は、2000年（平成12年）以降年々増加しており、2015年（平成27年）では、総世帯（40,993世帯）のうち、566世帯（1.38%）がひとり親世帯となっています。

また、その内訳をみると、母子世帯が506世帯（1.23%）、父子世帯が60世帯（0.15%）となっており、大半が母親のひとり親世帯となっています。

単位：世帯

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
一般世帯	34,896	38,630	39,443	40,993
ひとり親世帯	414	482	496	566
母子世帯	356	415	436	506
6歳未満親族あり世帯	92	89	95	91
父子世帯	58	67	60	60
6歳未満親族あり世帯	5	2	1	5

資料：国勢調査（2000年（平成12年）の数字は旧掛川市・旧大須賀町・旧大東町の合計）

(5) 家庭の経済状況

① 生活保護世帯の状況

生活保護世帯は年々増加傾向となっており、2016年（平成28年）には2,817世帯、3,553人となっています。

また、そのうち教育扶助（小中学生・高校生）を受けている世帯は、2012（平成24年）以降、増加傾向となっており、2016年（平成28年）には111世帯（216人）となっています。なお、これは延べ数のため、12カ月で割ると実数は約9.25世帯（約18人）となっています。

単位：世帯、人

		2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)
生活保護	延べ世帯数	2,470	2,581	2,593	2,608	2,633	2,817
	延べ人員	3,092	3,192	3,219	3,319	3,396	3,553
うち、教育扶助	延べ世帯数	97	67	88	90	121	111
	延べ人員	149	92	114	137	200	216

資料：掛川市統計書（各年4月1日現在）

② 就学援助の状況

就学援助を受けている児童・生徒数は、小学校では年々増加傾向となっており、中学校では2013年（平成25年）をピークに減少傾向となっていたものの、2016年（平成28年）には増加しています。児童・生徒総数に対する割合は、小学校では6.4%、中学校では7.0%となっています。

単位：人、%

		2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)
小学校	要保護認定児童数	5	4	7	10	11	12
	準要保護認定児童数	305	311	350	386	398	405
	児童総数	6,591	6,545	6,496	6,508	6,581	6,505
	要保護・準要保護援助率	4.7	4.8	5.5	6.1	6.2	6.4
	準要保護援助率	4.6	4.8	5.4	5.9	6.0	6.2
中学校	要保護認定生徒数	7	4	5	2	6	6
	準要保護認定生徒数	175	196	204	201	192	219
	生徒総数	3,119	3,090	3,117	3,161	3,155	3,225
	要保護・準要保護援助率	5.8	6.5	6.7	6.4	6.3	7.0
	準要保護援助率	5.6	6.3	6.5	6.4	6.1	6.8

資料：掛川市教育委員会

2 アンケート調査から見る掛川市の子ども達の状況

(1) 調査概要

① 調査概要

◆ 調査の設計

調査対象：掛川市内の小学5年生・中学2年生とその保護者

調査方法：学校配布・学校回収

調査期間：2017年（平成29年）9月29日～2017年（平成29年）10月13日

配布数：2,150人

◆ 回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
保護者調査	2,150人	1,776人	82.6%
子ども調査	2,150人	1,765人	82.1%

◆ アンケート結果をみる際の注意事項

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してある。
- ・百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、百分率の合計が100%にならないことがある。
- ・1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。

② 回答者の属性

保護者調査：年齢

単位：%

30歳未満	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	無回答
0.7	6.7	23.4	38.5	22.0	6.0	1.3	0.3	0.5	0.2	0.4

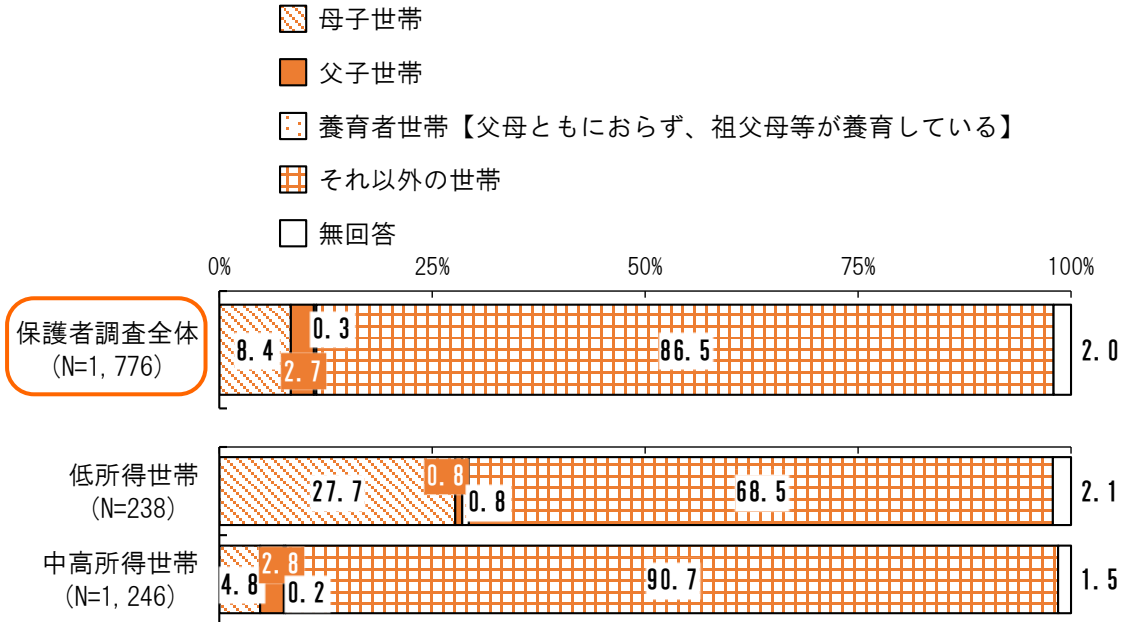
子ども調査：学校 単位：%

小学生	中学生
50.1	49.9

(2) アンケート調査の結果 (概要)

① 世帯状況

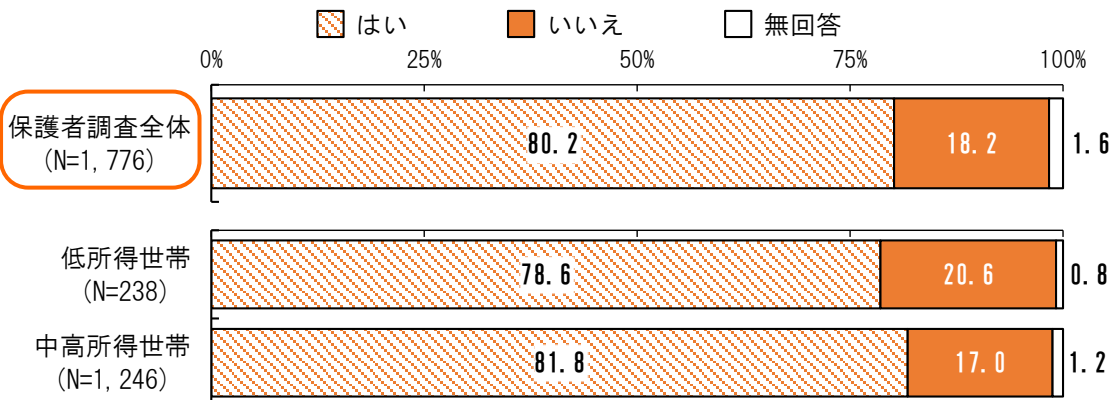
- ◆ あなたのご家庭の世帯状況は、次のどれにあてはまりますか。【保護者調査】



世帯状況は、「母子世帯」が8.4%、「それ以外の世帯」が86.5%となっています。低所得世帯は中高所得世帯と比べて、「母子世帯」が3割近く（27.7%）を占めて高くなっています。一方で、「父子世帯」では低所得世帯での割合の方が低くなっています。

② 子どもを預かってもらえる状況

- ◆ 住まいの近く（おおむね 30 分以内で行き来できる範囲）に、子どもを預かってもらえる親族や友人・知人などがいますか。【保護者調査】

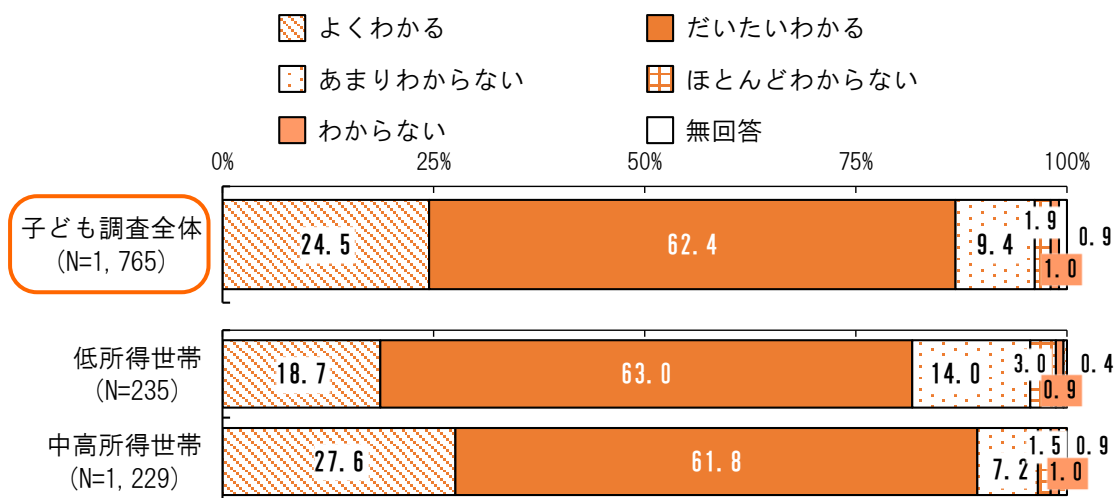


子どもを預かってもらえる状況は、「はい」が80.2%となっています。低所得世帯と中高所得世帯で、大きな差は見られません。

「はい」と回答した人で、預かってくれる人は、「自分の母」50.5%が最も多く、「配偶者の母」37.9%、「自分の父」37.2%、「友人・知人」32.7%と続いています。

③ 学校の授業の理解度

◆ あなたは、学校の授業がどのくらいわかりますか。【子ども調査】

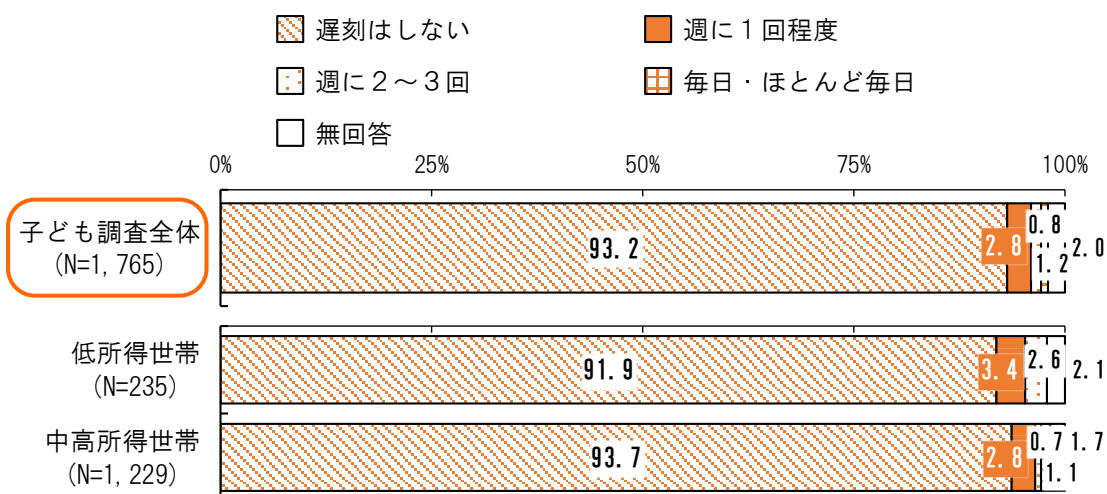


学校の授業の理解度は、「よくわかる」(24.5%)と「だいたいわかる」(62.4%)を合わせた『わかる』が8割以上(86.9%)となっています。

低所得世帯では、「よくわかる」が2割未満(18.7%)と中高所得世帯(27.6%)と比べて8.9ポイント低くなっています。また、「あまりわからない」が1割以上(14.0%)と、「ほとんどわからない」(3.0%)と合わせると2割近く(17.0%)を占めており、低所得世帯の子どもの授業理解度はやや低い傾向となっています。

④ 遅刻の有無

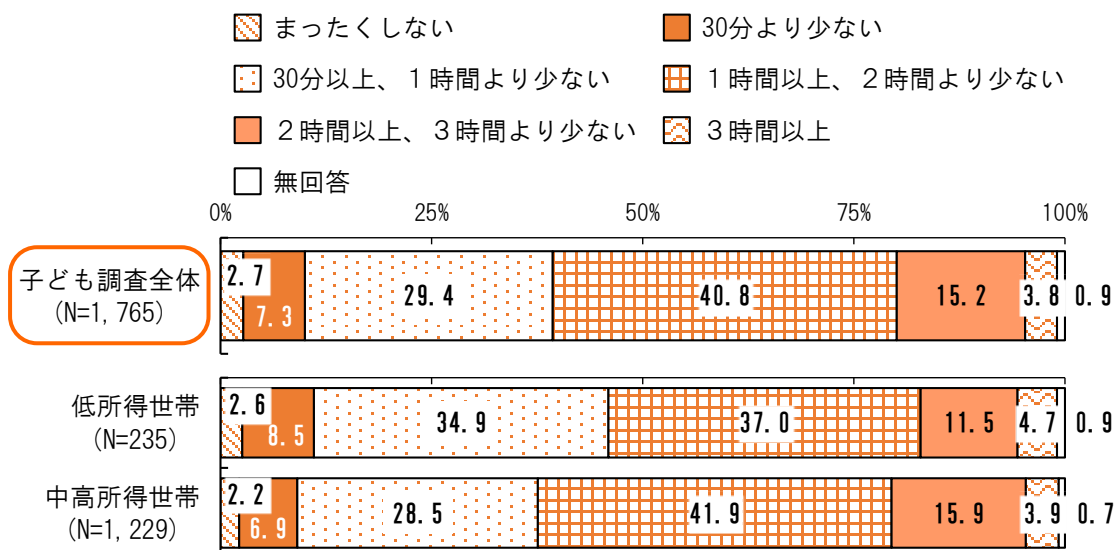
◆ あなたは、通っている学校に遅刻することがありますか。【子ども調査】



遅刻の有無は、「遅刻はしない」(93.2%)が大半を占めています。低所得世帯と中高所得世帯を比べると、大きな差は見られませんが、低所得世帯で遅刻回数がやや多い傾向となっています。

⑤ 1日の勉強時間（塾含む）

◆ あなたは、ふだん（月曜日～金曜日）、授業時間以外に1日あたりどれくらい勉強をしますか（塾などの時間も含みます）。【子ども調査】



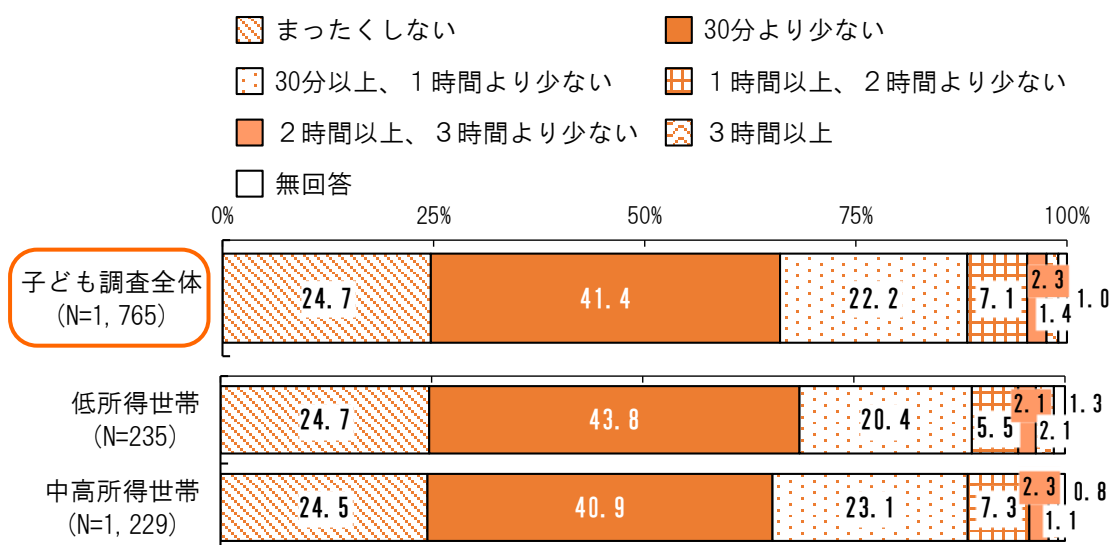
1日の勉強時間（塾含む）は、「1時間以上、2時間より少ない」（40.8%）が最も多く、次いで「30分以上、1時間より少ない」（29.4%）、「2時間以上、3時間より少ない」（15.2%）となっています。

低所得世帯では『1時間より少ない』が4割以上（46.0%）を占め、中高所得世帯（37.6%）を5.8ポイント上回っており、低所得世帯の子どもの勉強時間がやや短い傾向となっています。

⑥ 1日あたりの読書時間

◆ あなたは、学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらい読書をしますか。

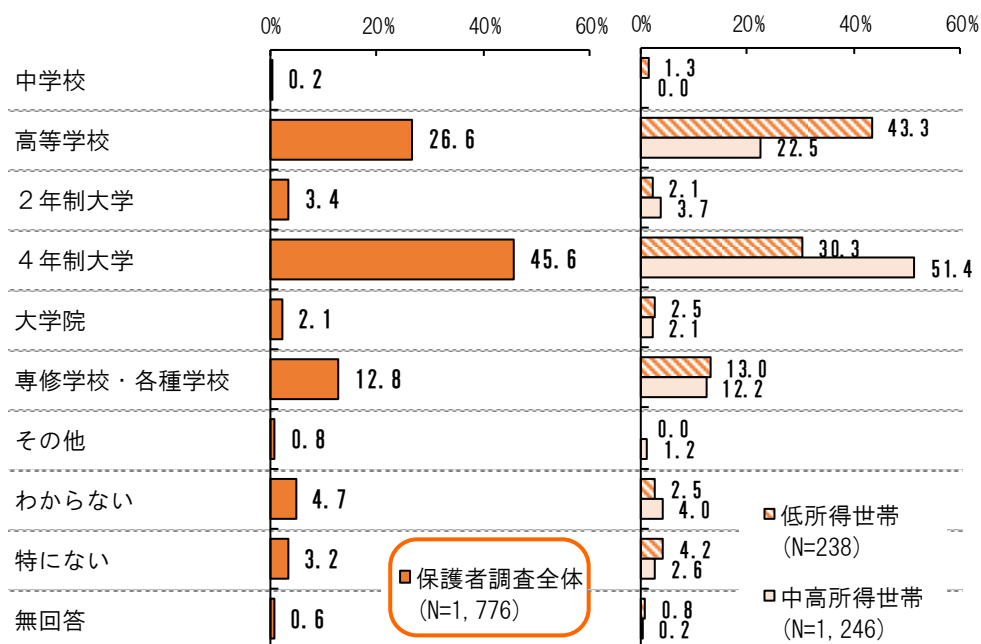
※教科書や参考書、マンガや雑誌をのぞきます。【子ども調査】



1日の読書時間は、「30分より少ない」（41.4%）が最も多く、次いで「30分以上、1時間より少ない」（22.2%）となっています。一方、「まったくしない」は2割以上（24.7%）となっています。低所得世帯と中高所得世帯で、大きな差は見られません。

⑦ 希望する進学先

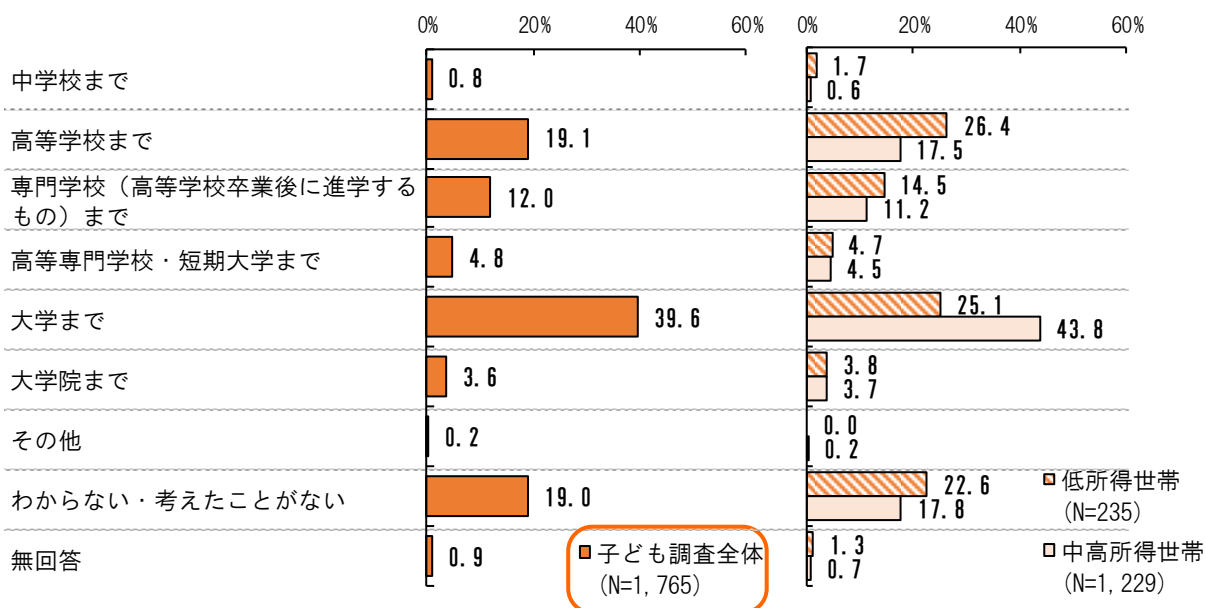
◆ あなたの希望としては、お子さんの進学はどこまでを考えていますか。【保護者調査】



希望するお子さんの進学先は、「4年制大学」(45.6%)が最も多く、次いで「高等学校」(26.6%)、「専修学校・各種学校」(12.8%)となっています。

低所得世帯は「高等学校」(43.3%)が最も多く、中高所得世帯は「4年制大学」(51.4%)が最も多く、進学に対する意識の違いがみられます。

◆ あなたは、将来どの学校まで行きたいと思いますか。【子ども調査】

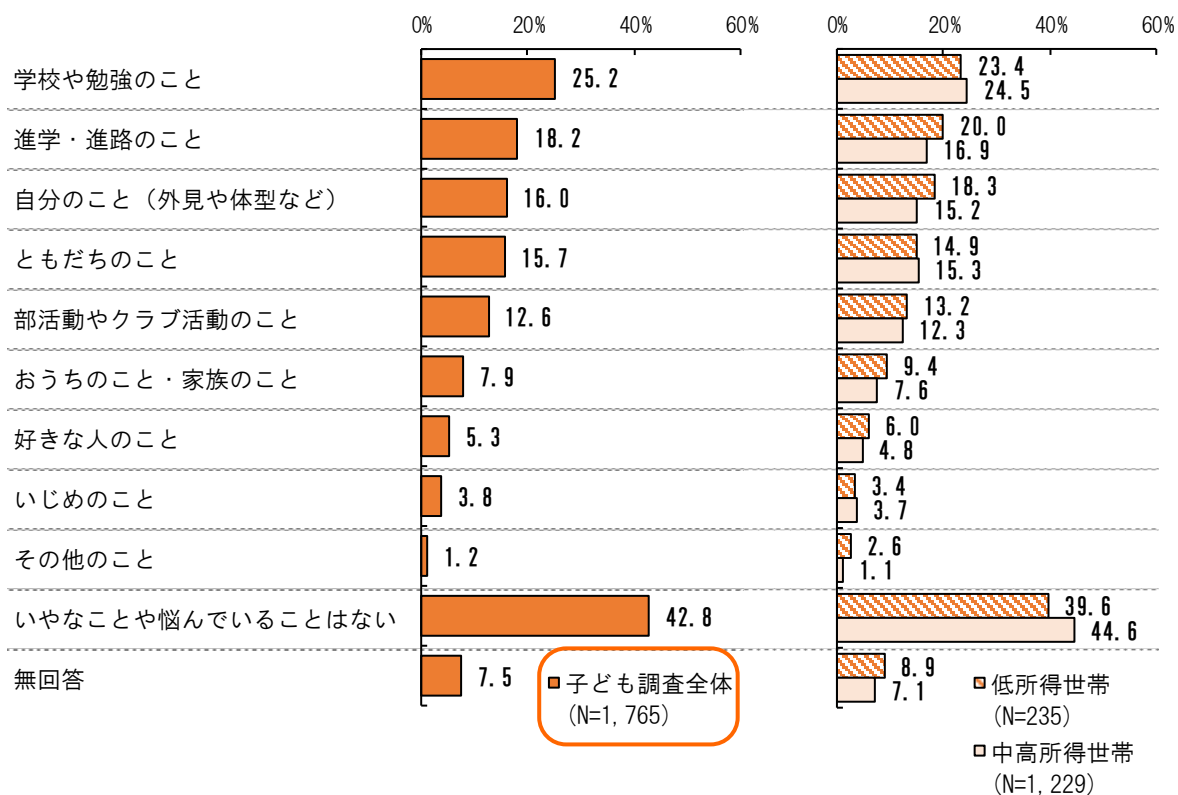


将来の進学希望は、保護者調査と同様の傾向となっていますが、低所得世帯は「高等学校まで」(26.4%)、中高所得世帯では「大学まで」(43.8%)が最も多くなっています。

保護者調査と比較すると、低所得世帯の「高等学校まで」と「大学まで」の割合に大きな差がなく、保護者に比べて子ども自身は進学への意向が高いことがわかります。

⑧ いやなことや悩んでいること

◆ あなたは、いやなことや悩んでいることがありますか。(複数回答)【子ども調査】

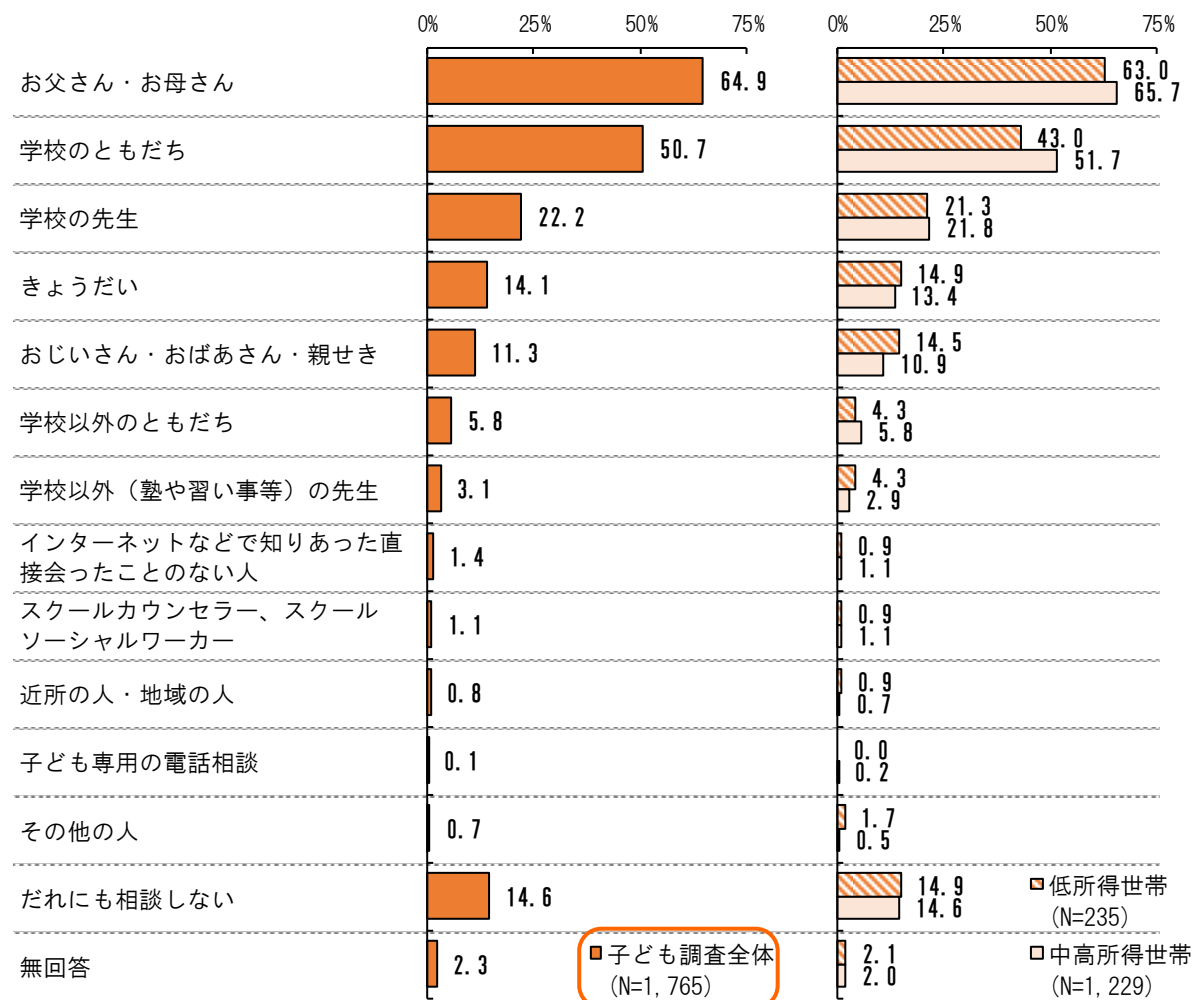


いやなことや悩んでいることは、「学校や勉強のこと」(25.2%)が最も多く、次いで「進学・進路のこと」(18.2%)、「自分のこと(外見や体型など)」(16.0%)となっています。一方、「いやなことや悩んでいることはない」は4割以上(42.8%)となっています。

低所得世帯と中高所得世帯で、大きな差は見られません。

悩みごとの相談相手

- ◆ あなたは、いやなことや悩んでいることがあるとき、だれに相談しますか。(複数回答)
【子ども調査】



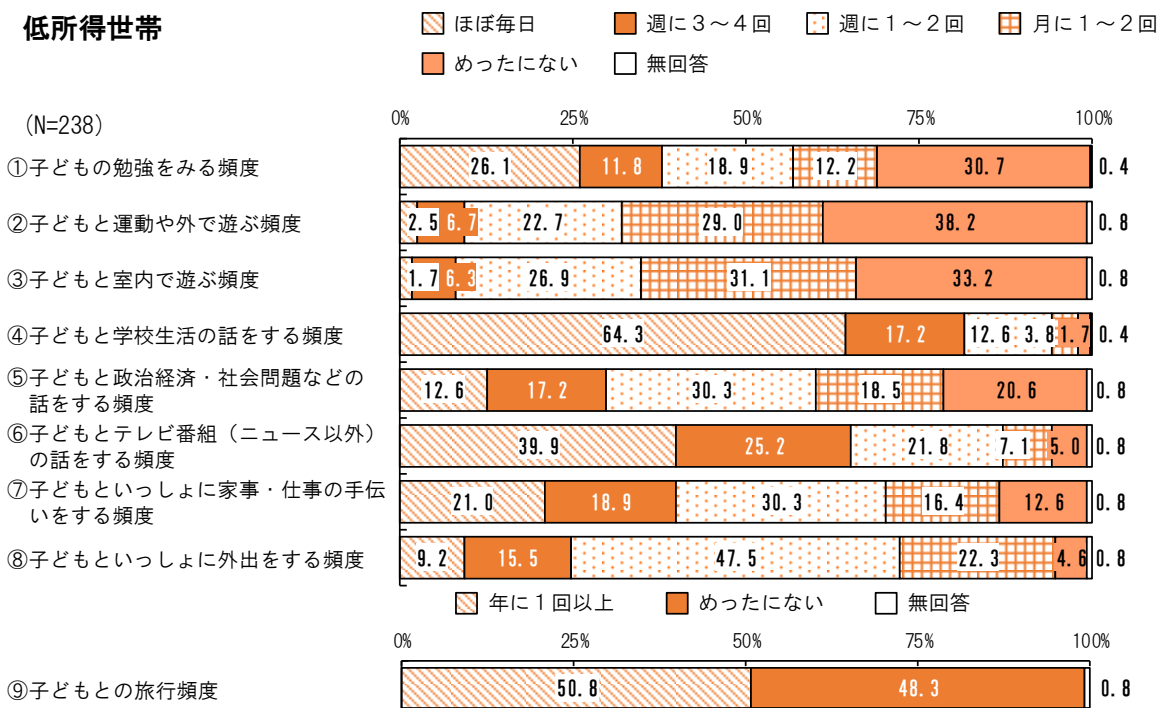
悩みごとの相談相手は、「お父さん・お母さん」(64.9%)が最も多く、次いで「学校のともだち」(50.7%)、「学校の先生」(22.2%)となっています。

低所得世帯と中高所得世帯で、大きな差は見られません。

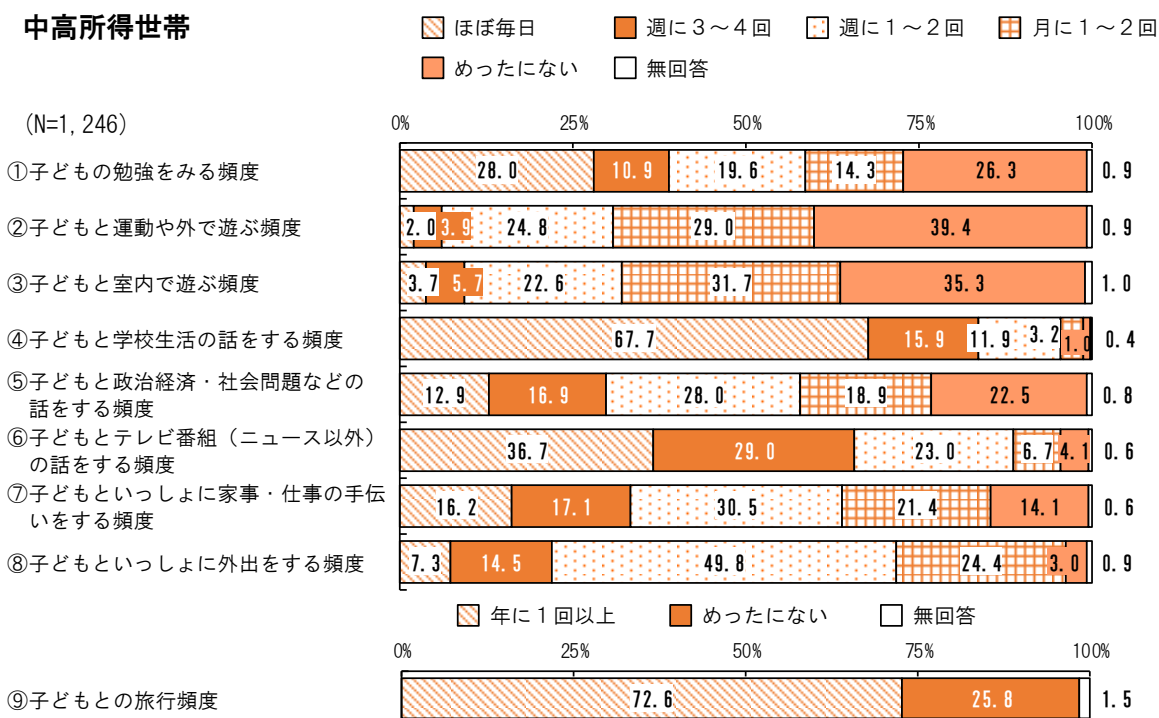
⑨ 子どもとの関わり

◆ あなたのご家庭では、お子さんと次のようなことをすることがありますか。【保護者調査】

低所得世帯



中高所得世帯

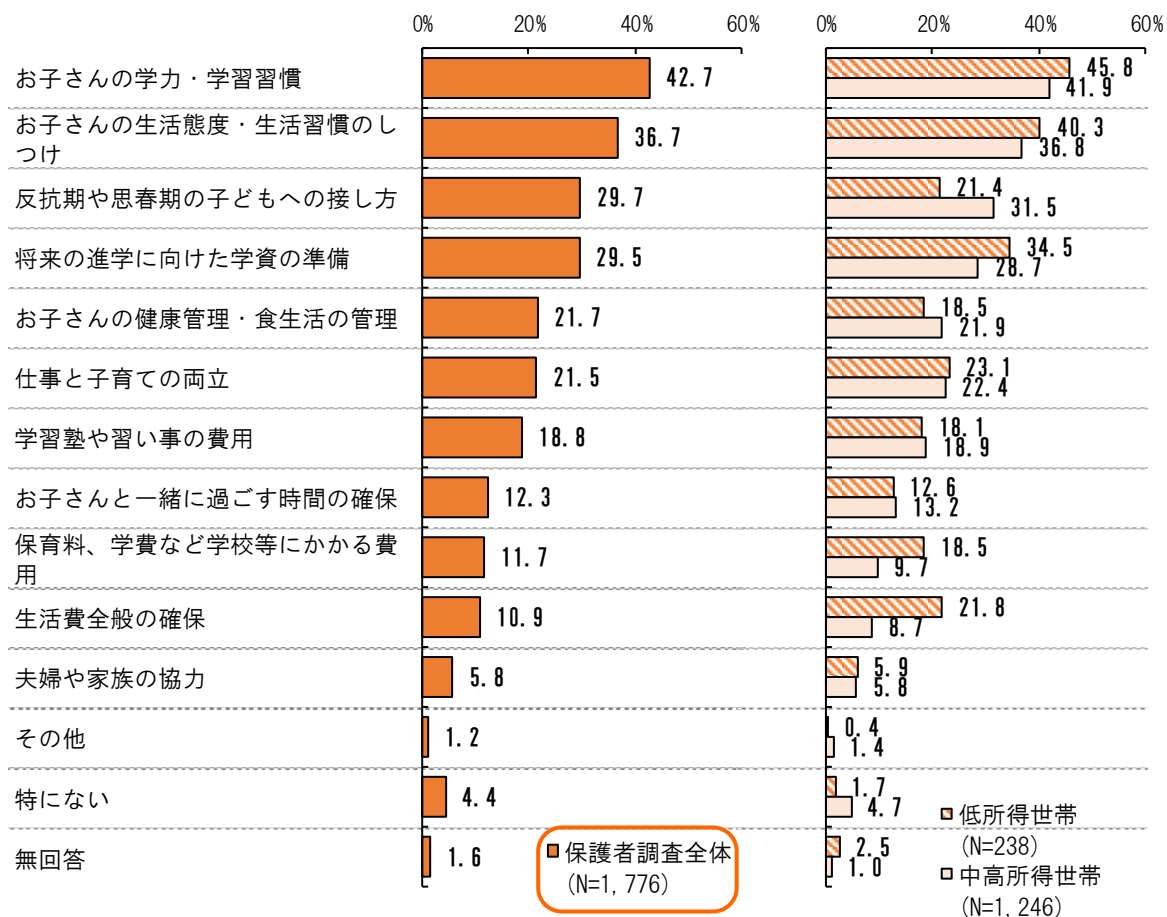


低所得世帯は中高所得世帯と比べて、①子どもの勉強をみる頻度では「めったにない」の割合が高いのに対し、⑦子どもといっしょに家事・仕事の手伝いをする頻度では「ほぼ毎日」の割合が高くなっています。

また、⑨子どもとの旅行頻度では、顕著に違いがみられ、低所得世帯では「めったにない」が半数近く（48.3%）を占めています。

⑩ 子育てをしていて特に大変だと感じること

◆ 子育てをしていて特に大変だと感じることは何ですか。(複数回答)【保護者調査】



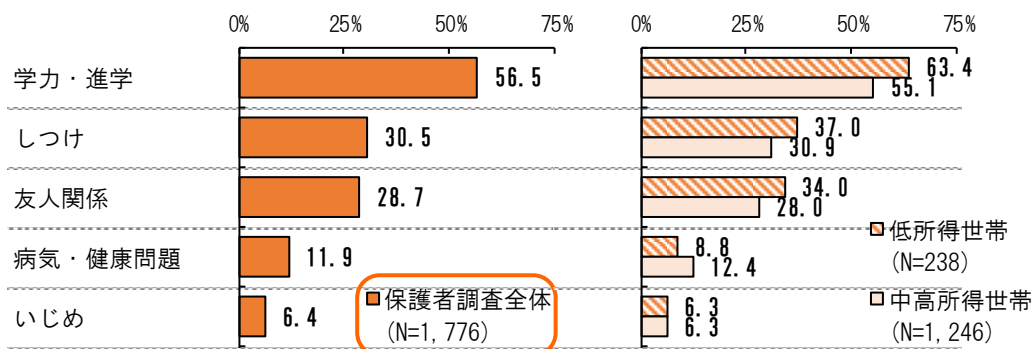
子育てをしていて特に大変だと感じることは、「お子さんの学力・学習習慣」(42.7%)が最も多く、次いで「お子さんの生活態度・生活習慣のしつけ」(36.7%)、「反抗期や思春期の子どもへの接し方」(29.7%)、「将来の進学に向けた学資の準備」(29.5%)となっています。

低所得世帯は中高所得世帯と比べて、「将来の進学に向けた学資の準備」(34.5%)や「保育料、学費など学校等にかかる費用」(18.5%)、「生活費全般の確保」(21.8%)などの経済的な項目で割合が高くなっています。また、「反抗期や思春期の子どもへの接し方」は2割程度(21.4%)と、中高所得世帯(31.5%)に比べて10.1ポイント低くなっています。

⑪ 悩みごと

子どもに関する悩み（上位5位）

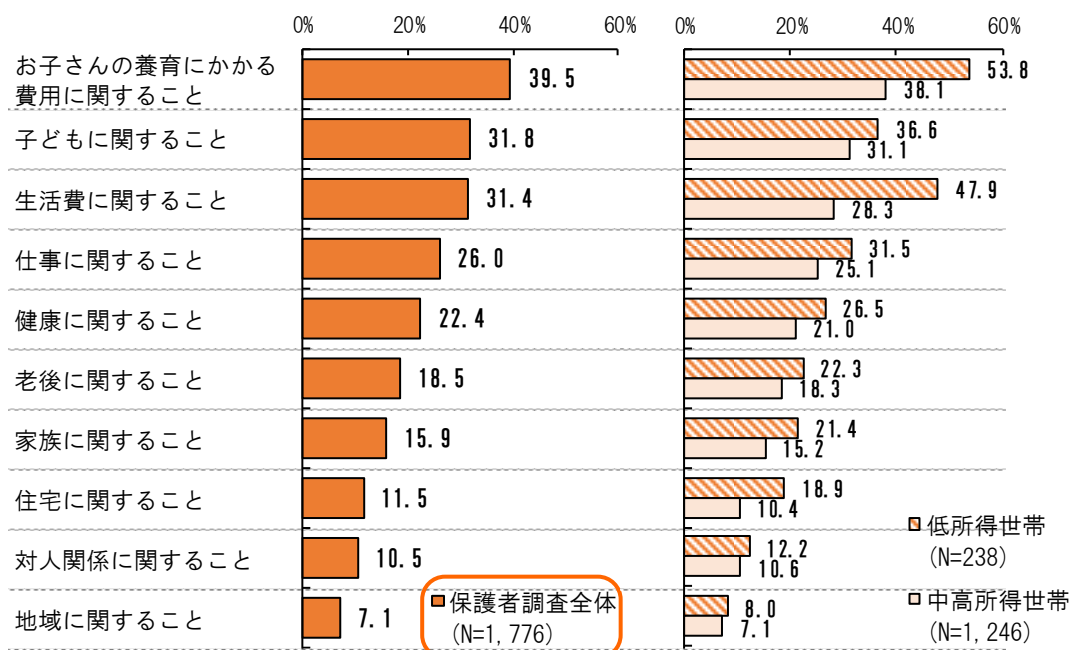
◆ お子さんに関する次のような悩みはありますか。（複数回答）【保護者調査】



子どもに関する悩みは、「学力・進学」（56.5%）が最も多く、次いで「しつけ」（30.5%）、「友人関係」（28.7%）となっています。低所得世帯は中高所得世帯と比べて、ほとんどの項目で割合が高くなっており、子どもに対する悩みを抱えている人が多いことがわかります。

自身の生活に関して悩んでいること（上位10位）

◆ あなたは、現在、ご自身の生活に関して、どのようなことについて悩んでいますか。（複数回答）【保護者調査】

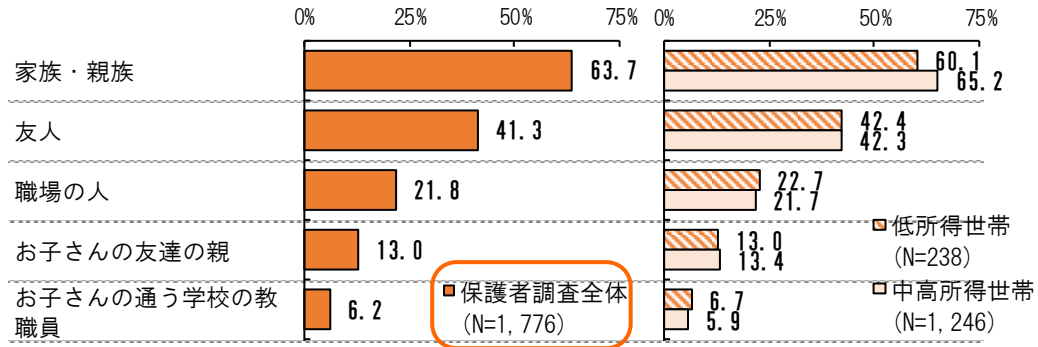


自身の生活に関して悩んでいることでは、「お子さんの養育にかかる費用に関すること」（39.5%）が最も多く、次いで「子どもに関すること」（31.8%）、「生活費に関すること」（31.4%）、「仕事に関すること」（26.0%）となっています。

低所得世帯は中高所得世帯と比べて、「お子さんの養育にかかる費用に関すること」（53.8%）や「生活費に関すること」（47.9%）の経済的な項目で、突出して割合が高くなっています。

悩みの相談相手（上位5位）

◆ 悩みをどなた（どこ）に相談されていますか（されましたか）。（複数回答）【保護者調査】



悩みの相談相手は、「家族・親族」（63.7%）が最も多く、次いで「友人」（41.3%）、「職場の人」（21.8%）となっています。

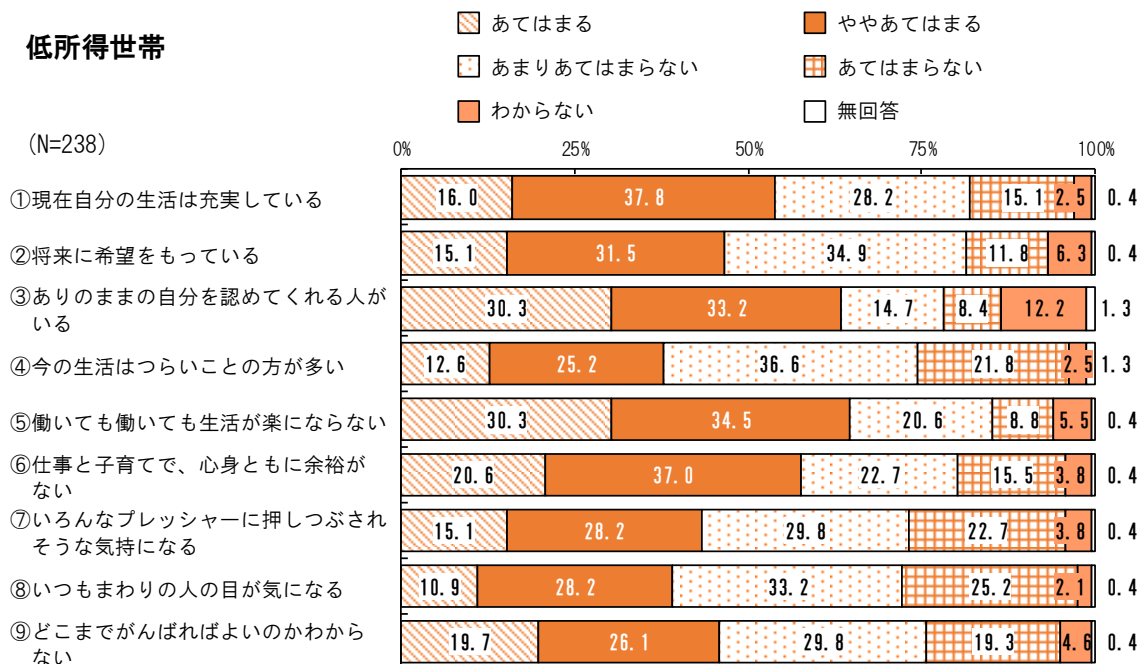
低所得世帯と中高所得世帯で、大きな差は見られません。

⑫ 現在の生活意識

◆ あなたの現在の生活意識について教えてください。【保護者調査】

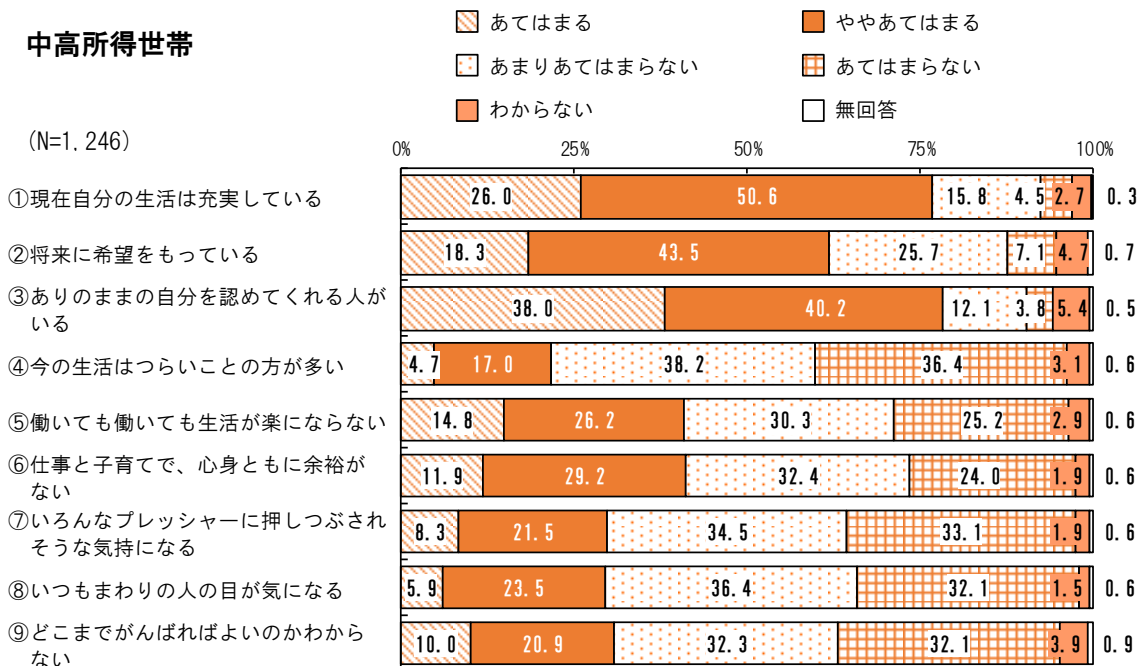
低所得世帯

(N=238)



中高所得世帯

(N=1,246)

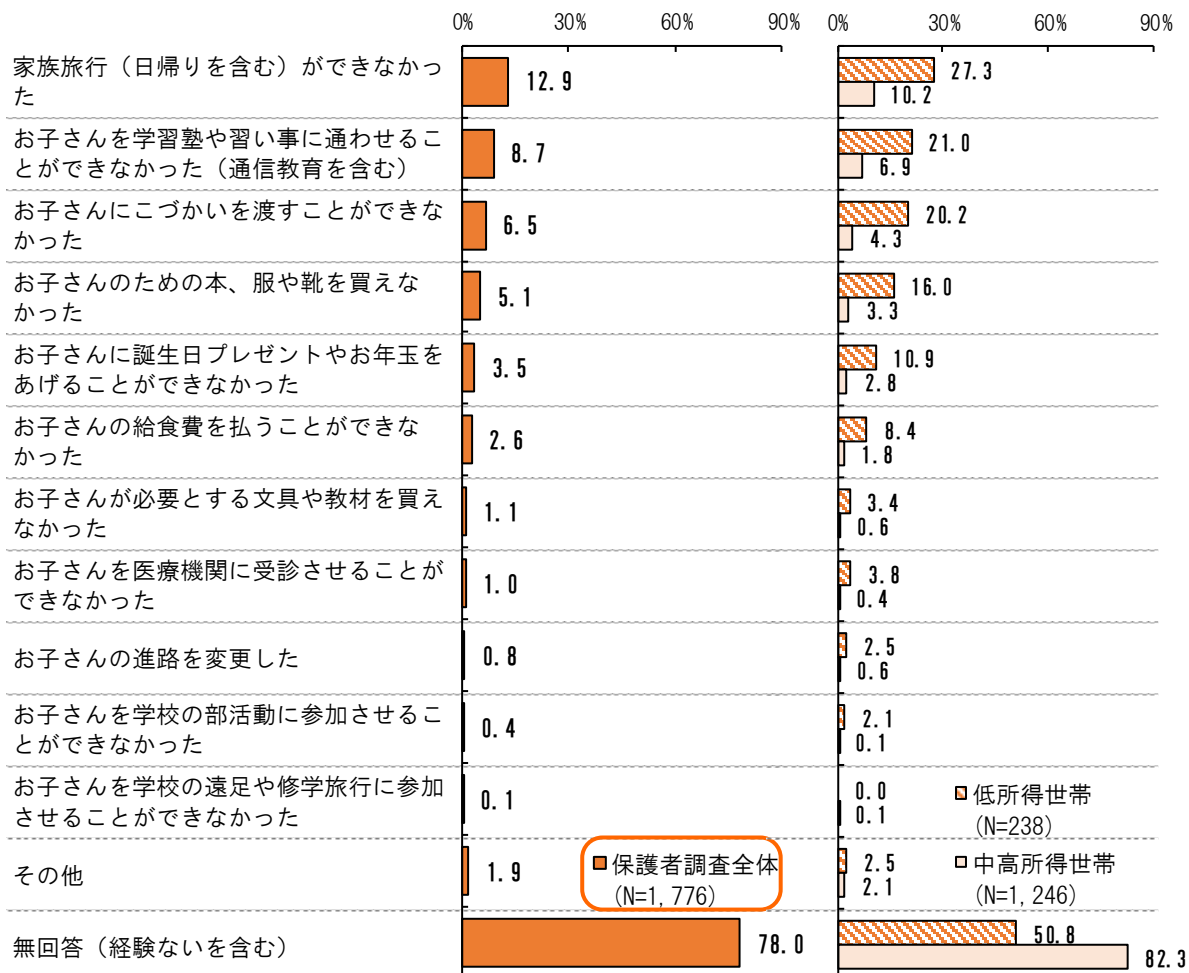


低所得世帯は中高所得世帯と比べて、『あてはまる』（あてはまる+ややあてはまる）の割合が、“⑤働いても働いても生活が楽にならない”、“⑥仕事と子育てで、心身ともに余裕がない”、“⑨どこまでがんばればよいのかわからない”で高く、一方で、“①現在自分の生活は充実している”、“③ありのままの自分を認めてくれる人がいる”では低くなっており、保護者自身の自己肯定感が低い傾向となっています。

特に、“①現在自分の生活は充実している”と“⑤働いても働いても生活が楽にならない”で、その差が大きくなっています。

⑬ おおむね1年の間での、経済的理由による子どもに関連することの経験

- ◆ あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由で、次のような経験をされたことがありますか。(複数回答)【保護者調査】

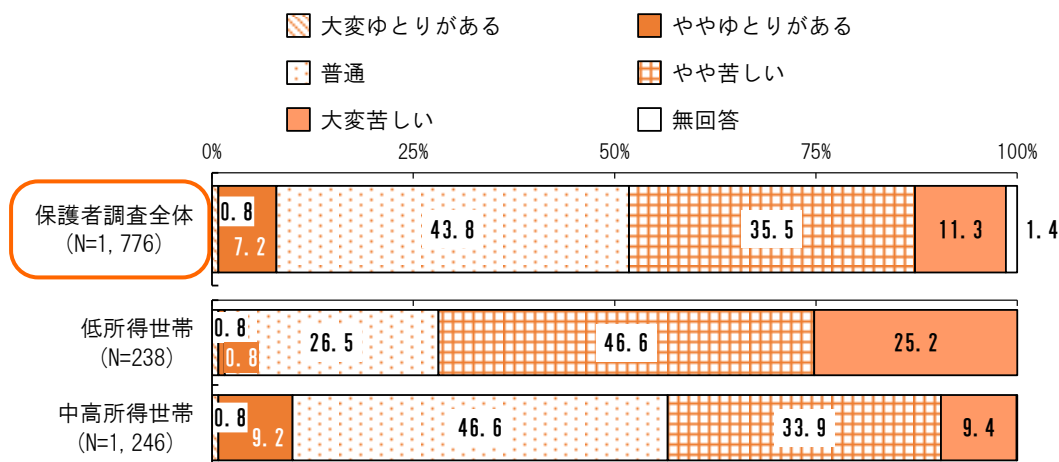


おおむね1年の間での、経済的理由による子どもに関連することでの経験は、「家族旅行(日帰りを含む)ができなかった」(12.9%)が最も多くなっています。

低所得世帯は中高所得世帯と比べて、すべての項目で割合が高くなっており、経済的な理由による経験がある人が多いことがわかります。特に、経験の中では「家族旅行(日帰りを含む)ができなかった」(27.3%)、「お子さんを学習塾や習い事に通わせることができなかった(通信教育を含む)」(21.0%)、「お子さんにこづかいを渡すことができなかった」(20.2%)が2割を超えて多くなっています。

⑭ 現在の暮らしの状況

◆ 現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。【保護者調査】

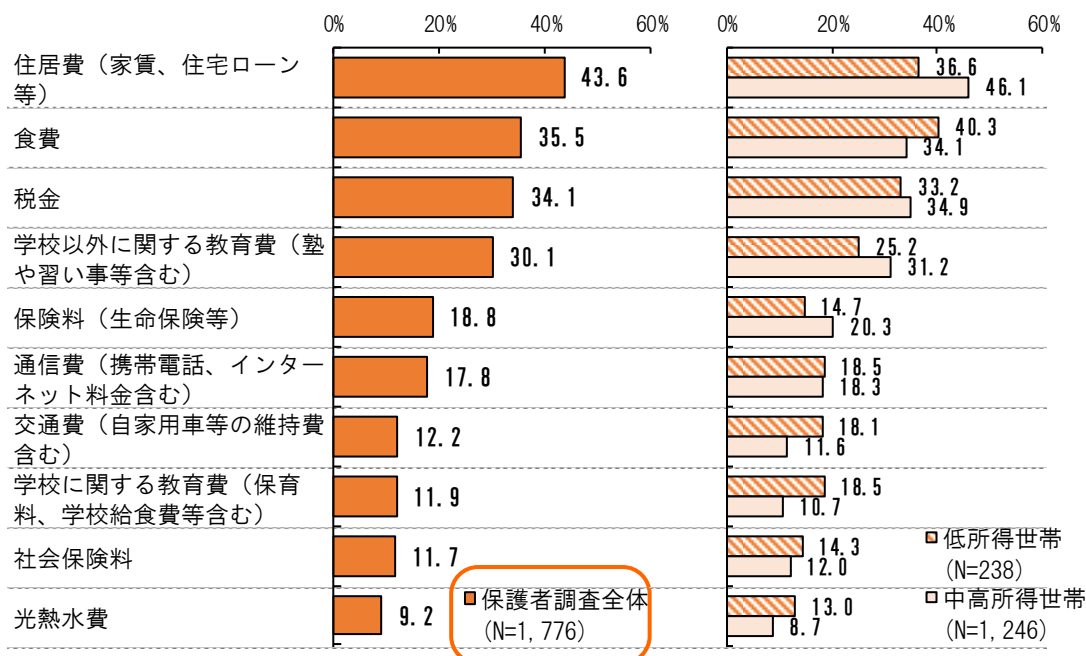


現在の暮らしの状況は、「普通」(43.8%)が最も多く、次いで「やや苦しい」(35.5%)、「大変苦しい」(11.3%)となっています。

低所得世帯は中高所得世帯と比べて、『苦しい』(やや苦しい+大変苦しい)が7割以上(71.8%)と、中高所得世帯(43.3%)に比べて非常に高い割合となっており、暮らしのゆとりにも大きな差がみられます。

⑮ 負担を感じる経費(上位10項目)

◆ 家計において負担を感じる経費は何ですか。(複数回答)【保護者調査】

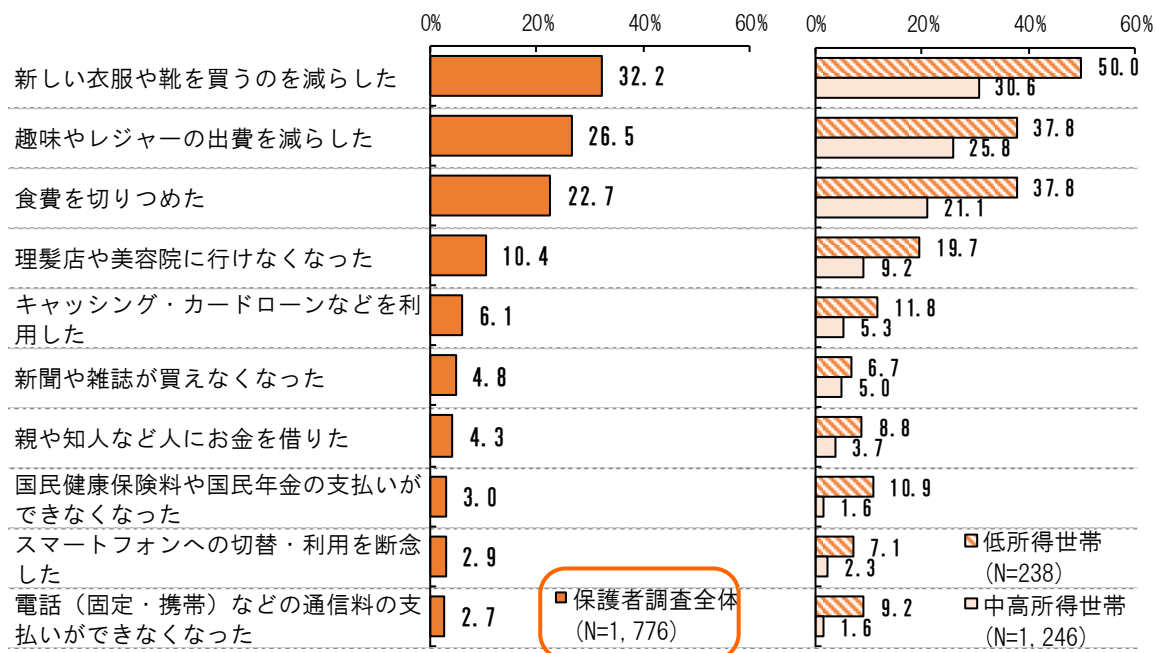


負担を感じる経費は、「住居費(家賃、住宅ローン等)」(43.6%)が最も多く、次いで「食費」(35.5%)、「税金」(34.1%)、「学校以外に関する教育費(塾や習い事等含む)」(30.1%)となっています。

低所得世帯は中高所得世帯と比べて、「食費」や「交通費」、「学校に関する教育費(保育料、学校給食費等含む)」などの項目で割合が高くなっています。

⑩ おおむね半年の間での、経済的理由による保護者を含む世帯での経験（上位10項目）

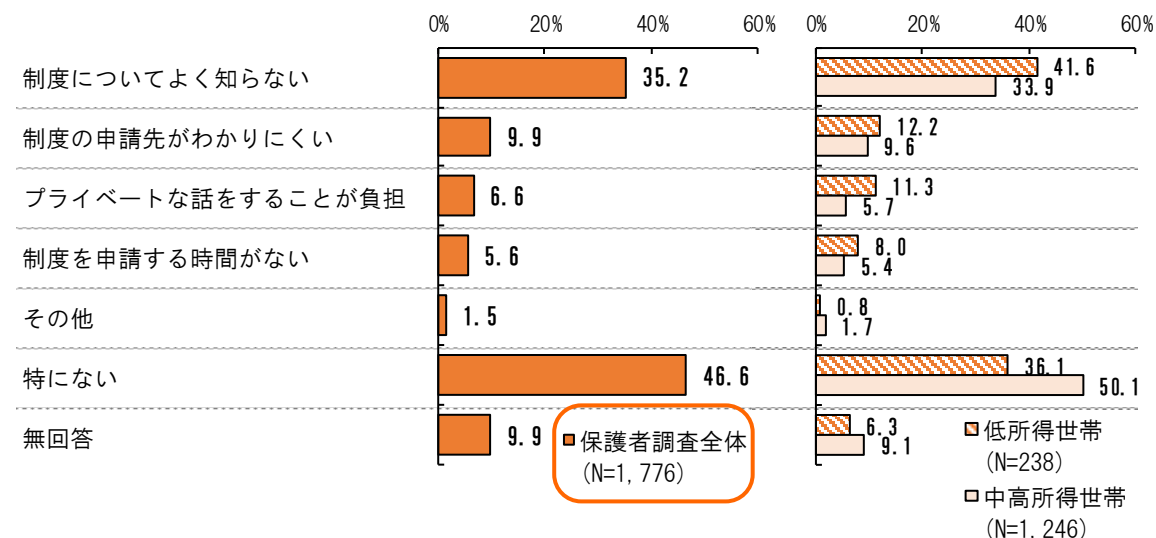
◆ あなたの世帯では、おおむね半年の間に、経済的な理由で、次のような経験をされたことがありますか。（複数回答）【保護者調査】



おおむね半年の間での、経済的理由による保護者を含む世帯での経験は、「新しい衣服や靴を買うのを減らした」(32.2%)が最も多く、次いで「趣味やレジャーの出費を減らした」(26.5%)、「食費を切りつめた」(22.7%)となっています。低所得世帯は中高所得世帯と比べて、すべての項目で割合が高くなっており、経済的な理由による経験がある人が多いことがわかります。

⑪ 掛川市の支援制度を受けるうえで困ったこと

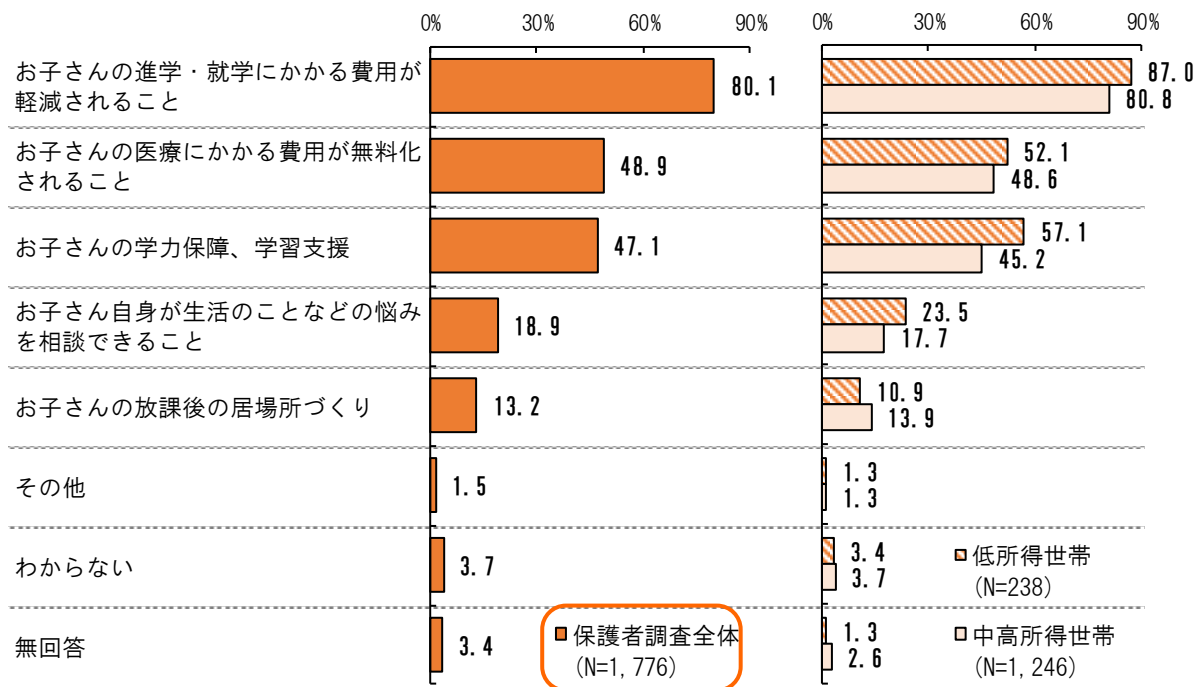
◆ あなたが掛川市の支援制度（手当や就学援助など）を受けるうえで、困ったことはどのようなものですか。（複数回答）【保護者調査】



掛川市の支援制度を受けるうえで困ったことは、「制度についてよく知らない」が3割以上(35.2%)となっており、その他の項目と比べても突出して多くなっています。特に、低所得世帯でその割合が高く、4割以上(41.6%)となっています。

⑱ 子どもに対して必要・重要だと思う支援

◆ お子さんに対して必要と思われる支援、または、重要だと思う支援等はどのようなものですか。(複数回答)【保護者調査】

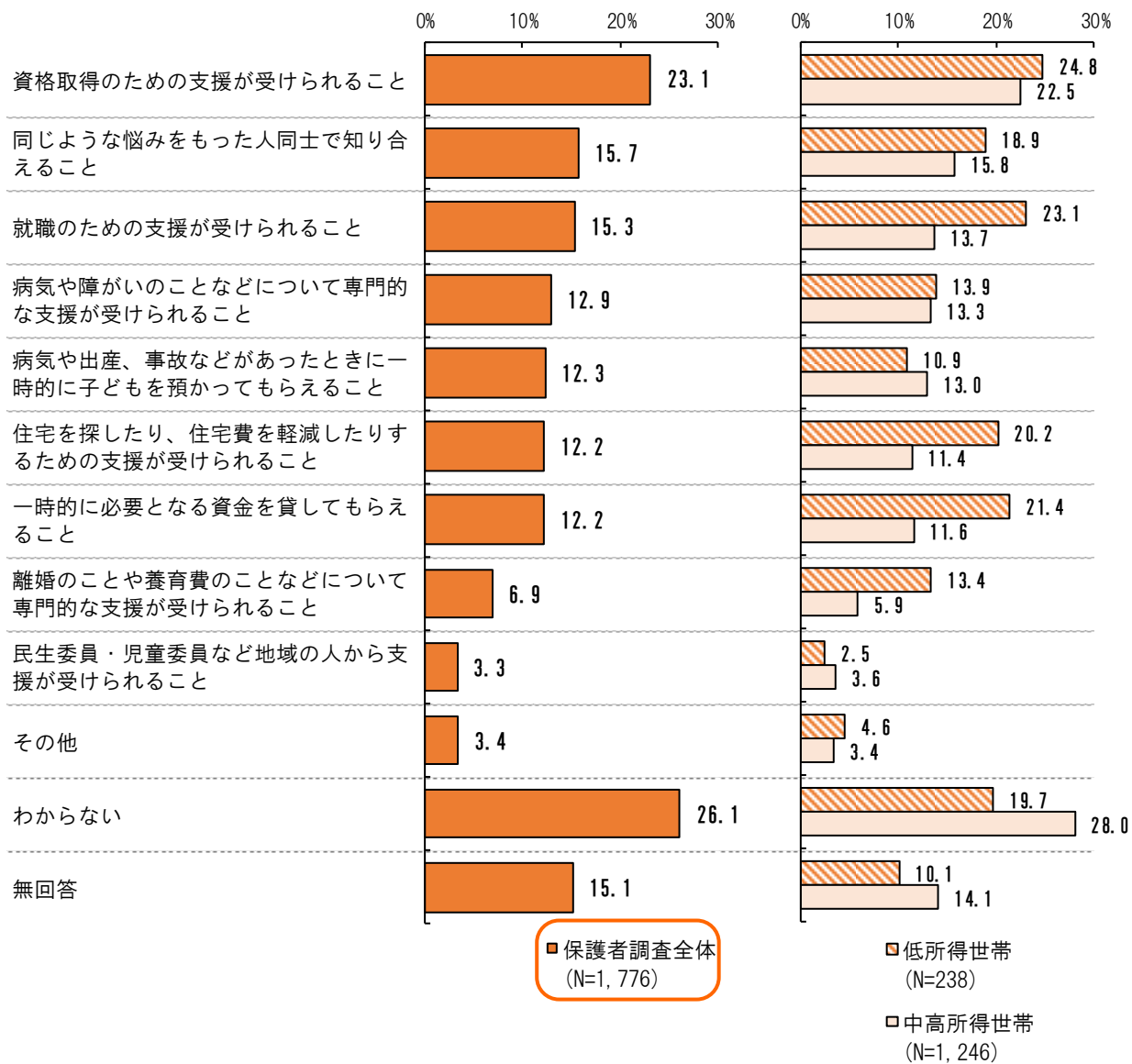


子どもに対して必要・重要だと思う支援は、「お子さんの進学・就学にかかる費用が軽減されること」が約8割（80.1%）となっており、その他の項目に比べて突出して多くなっています。次いで、「お子さんの医療にかかる費用が無料化されること」（48.9%）、「お子さんの学力保障、学習支援」（47.1%）となっています。

低所得世帯は中高所得世帯と比べて、大半の項目で高い割合となっています。特に、「お子さんの学力保障、学習支援」では6割近く（57.1%）と中高所得世帯（45.2%）と比べて11.9ポイント上回っており、学力保障・学習支援を望む保護者が多いことがわかります。

⑬ 現在、必要・重要だと思う支援

◆ あなたが現在必要としている支援、または、重要だと思う支援等はどうのようなものですか。
 (複数回答)【保護者調査】

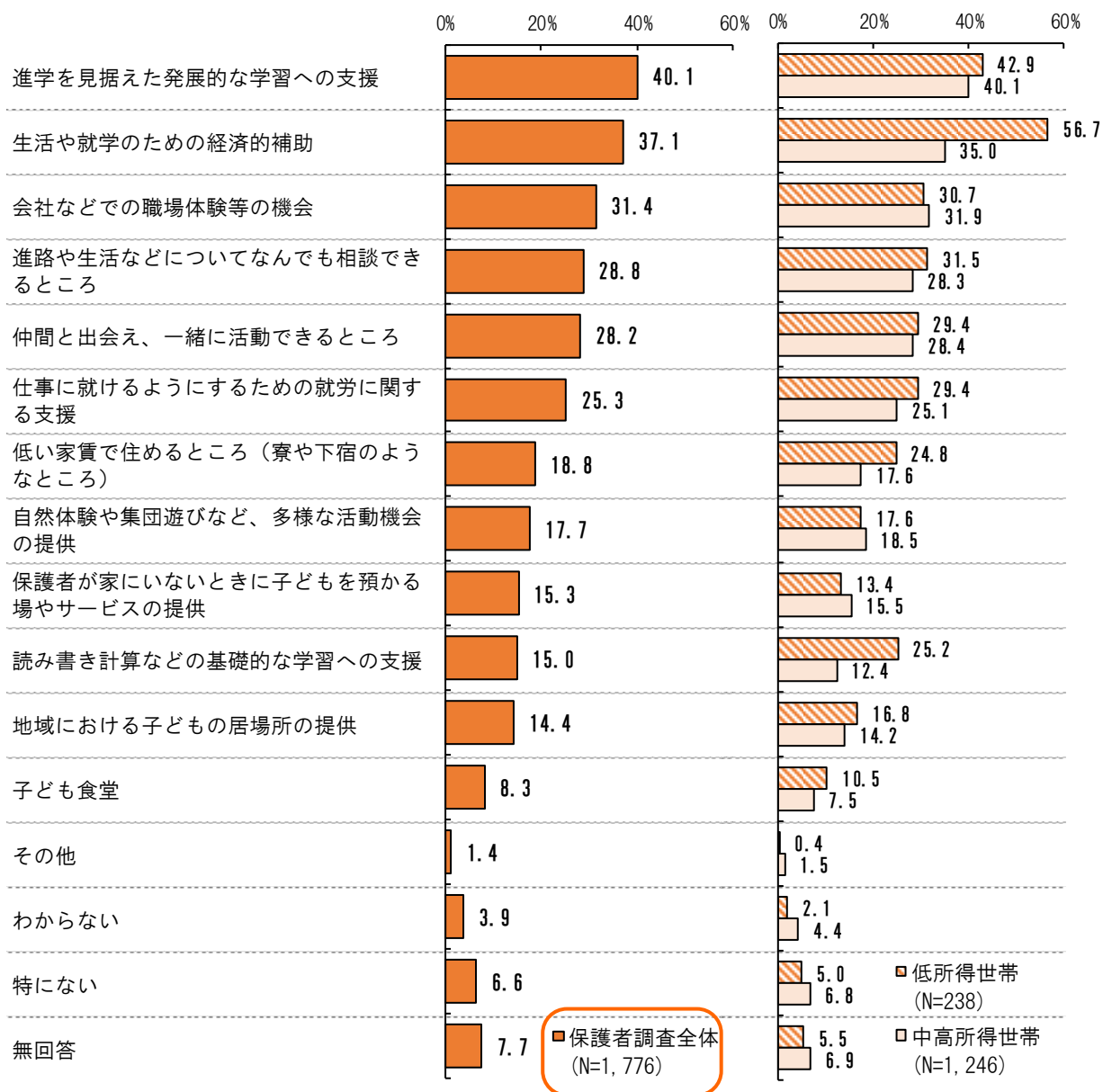


現在、必要・重要だと思う支援は、「資格取得のための支援が受けられること」(23.1%)が最も多く、次いで「同じような悩みをもった人同士で知り合えること」(15.7%)、「就職のための支援が受けられること」(15.3%)となっています。

低所得世帯は中高所得世帯と比べて、「就職のための支援が受けられること」や「住宅を探したり、住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」、「一時的に必要な資金を貸してもらえらること」、「離婚のことや養育費のことなどについて専門的な支援が受けられること」の割合が高くなっており、経済的な支援とともに就労支援を望む人の割合が高くなっています。

⑳ 子どもにあるとよい支援

◆ お子さんにとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思いますか。
 (複数回答)【保護者調査】



子どもにあるとよい支援は、「進学を見据えた発展的な学習への支援」(40.1%)が最も多く、次いで「生活や就学のための経済的補助」(37.1%)、「会社などでの職場体験等の機会」(31.4%)となっています。

低所得世帯は中高所得世帯と比べて、「生活や就学のための経済的補助」や「低い家賃で住める場所(寮や下宿のようなどころ)」、「読み書き計算などの基礎的な学習への支援」で高い割合となっており、経済的補助とともに基礎的な学習への支援を望む人の割合が高くなっています。

3 ヒアリング調査から見る掛川市の子ども状況

(1) 調査概要

調査対象：掛川市内の関係機関（児童交流館、こども園、小学校、中学校） 4団体

調査方法：現状及び課題、その解決策についての聞き取り

調査期間：2017年（平成29年）10月18日

(2) ヒアリング調査の結果（概要）

① 背景や特徴（保護者・子ども）

- ◆ 子どもの貧困事例における、保護者や子どもに共通する特徴や背景はありますか。

<子ども>

- ・ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）。
- ・家に居場所がない（家に帰りたくないような家庭環境）。
- ・食事・栄養の偏り。自宅で食事を摂っていない（または孤食）。
- ・精神的な貧困（自己肯定感が低い）。
- ・学習面での遅れがみられる。
- ・友人関係が上手く築けない、人間関係を結ぶことができていない。

<保護者>

- ・就労していない（または就労しても定着しない）。養育力がない。
- ・不規則な勤務形態（生活リズムが築けていない）。
- ・ネグレクト（貧困層ではなく、食事や身なりなど、子どもに構う余裕がない場合も）。
- ・地域（組等）とのつながりが薄い（アパート暮らしなど）。
- ・近隣に親戚がいない。
- ・両親（保護者）がその親（祖父母）と疎遠。支援者がいない。

② 支援等の状況

- ◆ 貴団体では、どのような支援を実施していますか。
 - ・子どもの居場所づくり（児童交流館での中高生を対象とした学習支援を実施：一月あたり約60～70人が利用）
 - ・各種関係機関（行政、学校、児童相談所、民生委員児童委員、社会福祉協議会等）との連携
 - ・保護者への助言、支援に関する情報提供

③ 課題及び必要な支援策への提案

- ◆ 支援を実施するうえでの課題はありますか。
 - ・相談をしてもらうためにも、まず子どもとの信頼関係の構築が必要。
 - ・クッキング事業などを子どもの貧困対策としても実施をしているが、貧困の問題を抱える子どもをピンポイントで対象とする事業の実施は難しい。
 - ・児童館に来てくれる子どもや親子は把握できるが、それ以外の把握はできない。
 - ・子どもの年齢的にも、こども園（保育園や幼稚園も含む）で虐待や貧困などの問題が一番分かりやすいと思われる。
 - ・保護者が各種支援の制度やサービスを知らない。子育て支援センター、子育てコンシェルジュなどの存在を知らない人が多い。広報だけでは情報は届かない。
 - ・行政の福祉担当者が少なく、対応者に偏りがあるのでは。部署異動した場合に不安。

- ◆ これから必要な支援策について、何かご提案はありますか。
 - ・妊娠が判明した時点からの切れ目ない支援が必要。
 - ・行政を頼る、相談することへのハードルが高い人も多い。相談しやすい環境づくりや相談窓口に関する情報提供が必要。
 - ・こども食堂などの事業もあるが、明るい場（支援感）が苦手な子どもも多い。その場に来られない子をどう支援していくかを考えていくことが必要。
 - ・行政の担当者に関しては異動もあり、情報の引き継ぎができていないケースもある。関係機関のネットワーク（切れ目のない情報共有、支援）ができれば良いのではないか。
 - ・制服や入学用品、自転車など、バザーを実施してはどうか。金銭的な援助でなく、子どもの成長に合わせた物資での提供が、効果がある（助かる）のではないか。
 - ・地域が受け皿として、子どもの居場所づくりの拠点を学校にすることには賛成である。
 - ・「貧困」の連鎖を断ち切ることが重要。保護者が低所得でも高校や大学へ進学できる経済的な支援と学習支援のシステムを構築し、貧困家庭の子どもも、安定した所得の職業へ就職できるような支援が必要。

④ まとめ

- 子どもが生まれた時からの関わり、切れ目のない支援（一時的な支援で終わることのない、乳幼児期から就職までの継続的な支援）が必要である。
- 行政だけがあたたかな手を差し伸べるだけではなく（それだけでは限界がある）、地域等での見守りや情報提供（支援へつなげる）などが必要である。
- 各種事業や制度はあるが、知らない人が多い。必要な人に情報が行き渡っていないことから、情報提供の内容や手法についての検討が必要である。
- 相談窓口等に関する情報提供とともに、相談することが解決への第一歩であるという意識づくりが必要である。

4 子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成25年 法律第64号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第5条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第7条 政府は、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第2章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第8条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
 - 二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
 - 三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
 - 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
 - 3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
 - 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)
- 第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)
- 第10条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第11条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第12条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第13条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第15条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第8条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第8条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第16条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 掛川市子どもの貧困対策計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、掛川市子どもの貧困対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、掛川市子どもの貧困対策計画の策定に関して協議検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 副市長

(2) 教育長

(3) 市民及び職員のうちから副市長が任命する者

3 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる

(ワーキング)

第7条 委員会における検討を円滑に進めるため、ワーキングを置く。

2 ワーキングは、事務局が必要に応じて招集し、開催する。

3 ワーキングの構成員は、関係課及び施設等の職員の中からこども希望課が選任する。

4 ワーキングは、委員会の検討事項に係る資料の提供など、委員会の円滑な運営に協力するとともに委員会に出席し、必要に応じて所掌事務について説明をする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども希望課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、副市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

6 掛川市子どもの貧困対策計画策定委員会委員名簿

役 職	所 属	氏 名
委員長	副市長	浅井 正人
副委員長	教育長	山田 文子
委員	掛川市社会教育委員長	鈴木 緑
委員	掛川市民生委員児童委員協議会副会長	加藤 茂都子
委員	冀北学園地域コーディネーター	浅井 正子
委員	城北小学校校長	松村 敏典
委員	すこやかこども園副園長	井上 喜美子
委員	理事兼総務部長	釜下 道治
委員	健康福祉部長	深谷 富彦
委員	福祉課長	寺田 雅志
委員	健康福祉部参事	岩附 美恵子
委員	学校教育課長	杉浦 雅美

7 掛川市子どもの貧困対策計画策定ワーキング名簿

役 職	所 属	氏 名
ワーキング	行政課主幹	高塚 茂樹
ワーキング	財政課財政係長	新貝 和也
ワーキング	企画政策課 地域創生戦略室長	山田 京子
ワーキング	福祉課社会福祉係長	戸塚 雄二
ワーキング	健康づくり課 母子保健係長	松永 都
ワーキング	こども政策課主幹	原田 陽一
ワーキング	教育部教育政策室係長	鈴木 純一
ワーキング	学校教育課主席指導主事	田中 浩美

掛川市 子どもの貧困対策計画

～ すべての子どもに、心豊かな生活と充実した学びを保障するために ～

2018年（平成30年）3月

編集：掛川市こども希望部こども希望課

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

TEL 0537-21-1144 FAX 0537-21-1163